

2. 日本の入学試験制度の沿革

池 田 進

目 次

2. 1. はしがき
2. 2. 近代以前
2. 3. 明治初期
2. 4. 明治中期および後期
2. 5. 大正・昭和期一敗戦まで

2. 1. はしがき

ひとはその能力の程度に応じて学校教育などを発達段階的に受けるのが筋道になかったことである。そして学校の数はそれが上位のものとなるに従って減ってゆくものである。従って能力を吟味して進学希望者を限定することが要請されてくる。その能力の吟味の仕方には幾つかあるが、能力のないものは落されるということはどうすることも出来ない事実である。初等学校と同じ数の大学を設けることはいかに財政豊富な国といへども出来るものではない。またそうすることは全く出鱈目なことある。で私達は小児病的感傷主義でいかなる事態の解決にもぞむべきではない。近代日本において入学試験（たとえその名称や方式が科学的偽装のもとに変容されようとも）は教育制度の内におけるひとつの制度である。問題を易くして皆に出来そうな試験をしても誰かは落ちるのである。ただ問題は金や権力が入学者の数を左右して、能力あるものの進出をさまざまに妨げぬようにすることでなければならない。入学試験の地獄を指適するのはよい、だが私達は能力があっても金がないために大学に行けないものが圧倒的に多いという事実の解決を先づ真剣に考へることが必要である。金さえあればとにかく何とかして大学を卒業出来るという今日の日本の政治的現実をどう

するかということの方が重要な問題なのである。金がなくても能力さえあればどしどし進学出来るようになりさえすれば、入学試験制度そのものに問題は伏在しないのである。中産階級以上の心理で教育問題を論ずることは問題の一面をしか見ないことになる。それからまた教育という仕事に年季をいれずに机上で教育現象をあげつらうことは教育を地上で空転させるだけのことである。金や権力をもったものどもが自分の子供達をなるべく安易に上級学校に行けるようにとのんぼから、入学試験制度の改革は論ぜらるべきであってはならないし、はたまた入学試験というものを利用して勤労階級の子供たちがはじき出される仕組がつけられるようなことがあってはならない。勤労階級の子供を救い上げるような、金があっても頭の悪いものは断然進学出来ぬような、言いかへれば能力がありさえすれば思うままに進学出来るような、媒介物として入学試験というものを私は考へたいのである。かつて天皇制はなやかなりしころ、東京帝国大学は或る宮家の子供を入学試験に落第させたことがある。私はこれは日本教育史上特筆すべき事と考へる。ほめたたへてやっいていいことのひとつであると思う。

なお本稿を整理するに当り、明治以降教育制度発達史、古事類苑文学部三、雑誌教育時論、近代日本教育

制度史料、学制七十年史などを資料として使用させてもらったことを附記しておく。

2. 2. 近代以前

学校あれば必ず学ぶ者がそこへ入学する。従って学校が制度として成立すれば入学も制度化する。故に令義解にも「凡学生……始入学皆行束脩之礼」と規定し、入学するものは一定の規則をふんで、名簿と束脩とを師に致したのである。延喜式によれば「凡学生入学者総録名簿毎日点検勅道習業」と規定されているのである。また入学を許可する場合何らかの制限を設けられることも自づと発生する事象である。延喜式には「凡遊学之徒、情願入学、不限年多少、総加簡試、其有通一経、聴預学生、但諸王及五位己上子孫不煩簡試」と書かれている。入学に附随する形式的な事柄は近世に入っても行われる。治開録にのせられた聖堂学規によれば入学規として次の如く書かれている。

「一諸生入学之者、手寄相頼、願書差出候ハバ、員長其者之素性相札可申出候

一出家山伏町人猿楽人並君父之手ヲ離候者生国歴不分明之者、偽冒変姓名之者、総而請人印形無之者ハ不相成候。

但し町人たり共、学問之志厚く、産業相改一生処士之体に可罷在心得之者に候はば生徒之列に指加へ可申候

一入学之者、吟味之上、不筋之者に無之候はば、日を刻し、員長座列、遂披露、祭酒へ費を執り、弟子之礼を修し、入学申付相済候而、掛り御儒者へ謁見、員長諸司回勤可致候

一入学当日、員長司監立会、学中法制為聴聞、唯今迄、稽古之処相尋置可申候」

入学の時の束脩のことについては、令義解によれば、「凡学生在学、各以長幼為序、初入学皆行束脩之礼於其師各布一端、皆有酒食、其分束脩三分入博士、二分入助教」と規定されている。これは近世にもつづき、今日では入学金となつて行われているものである。その他今日にありても入学するにはいろいろの経過の後、入学式と宣誓式をもっておごそかに入学の儀式は

終了することになっている。いわば「制度」の装飾である。古い大学ほど入学式はおごそかに行われるのであるが、入学の儀式に関する限り、ほほえましき風景でこそあれ、そこにはのぞみからざるものはひとつも見当たらないのである。

しかし、いれもの大きさと中に入ろうとするものとの間に均衡が破れると入学試験競争という問題の次元に入ることになる。入学のための試験が偶発的現象である間は問題はない。それが普遍的な社会現象となつて制度化してくるといくつかの問題をはらむようになってくる。私達の問題はそうした問題を見出すことにある。

学校と試験もまた一対の現象である。方法にはいろいろと相違があるが、試験という形式は必ずどの学校にも存在するものである。試験につき古事類苑の編者は次の如く解説している。長いが近世までのそれを沿革史的によく説明しているから引用してみると、

「試験ハ其種類多シト雖モ、学校内ニ在リテ生徒学業ノ優劣ヲ判スルモノト、人才ヲ判定シテ之ヲ登庸スルモノトニ出デズ我国往時唐制ヲ模擬シ、此二種ノ試験共ニ具ハレリ、其学校内ノ試ハ、大学及ビ国学共ニ一旬一回及ビ一年一回之アリテ、其他ハ皆登庸ノ試ニ属セリ、而シテ旬試ニハ、帖試ト云ヒテ、文学ヲ覆ヒテ暗誦セシムル例ナリ。

登庸ノ試ハ其国学ヨリスルモノハ、式部ニ申送シテ得第ノモノハ之ヲ大学生ニ補シ大学ヨリスルモノハ、寮又ハ式部省ニテ其所定ノ試験ヲ行ヒテ及第セシモノハ仕途ニ就クコトヲ得、其受験ノ選ニ当リシモノヲ貢人挙人ト云ヒ、貢人ヲ薦挙スルヲ貢挙ト云フ、而シテ其寮試ニ及第セシモノハ擬文章生ト為ル、擬文章生ハ二十人アリテ、後世其試衆ハ除目ノ挙状ノ如ク、宣旨分、院分、春宮分ナド、貴頭ノ推薦ニヨリテ之ヲ挙グルモノモアルニ至レリ、式部省ニテ行フ所ノ試ハ省試ト云フ、其種類甚ガ多シ、秀才、進士、明経、明法等皆此ニ於テス。

大宝令ニ於ケル秀才、進士ノ試ハ、秀才ハ博

学広才ノモノヲ取リテ方略ノ策ヲ試ミ、進士ハ明ラカニ時務に嫻ヒ並ニ文選爾雅ヲ読ムモノヲ取リテ時務ノ策ヲ試ミル然レドモ其試験ハ甚ダ難キモノナレバ、之ニ応ズルモノ甚ダ少ク、秀才ノ試ノ如キハ唐ニ在リテモ遂ニ之ヲ廃止シ、我国ニ在リテハ其試験ノ方法ヲ改メシニ拘ハラズ、慶雲ヨリ承平ニ至ル二百余年ノ間ニ僅ニ六十五人ヲ出シシニ過ギズ進士ノ如キモ神龜五年ニ至リテ始メテ行ヒシモノノ如シ勢既ニ斯克ノ如クナルヲ以ツテ、令ノ制ハ永ク行ハレズシテ、大ニ其法ヲ改メタリ、即チ天平二年ノ格ニヨリテ、文章生二十人ヲ置キ、更ニ其中二人ヲ文章得業生ト為シ、之ヲ秀才生ト云ヒテ秀才進士二科ノ貢擧ニ擬セリ、而シテ文章生ハ雜仕及ビ白丁聰慧ノモノヨリモ簡取セリ、其後又文章生中ニ俊士五人秀才二人ヲ置キテ、従前進士秀才ノ試ニ応ゼシモノヲ之ニ補スルノ制トセシモ、徒ニ節目ヲ増シテ政途ニ益ナキヲ以ツテ、天長4年俊士ヲ廢シテ、都テ天平ノ旧制ニ復セリ而シテ又文章生ハ別ニ學生若クハ擬文章生ヲ春秋二季ニ試験シテ之ヲ取ルノ制起レリ、斯クテ此文章生ヲ直ニ進士ト呼ベリ、此時ニ當リ、対策及第ニ二種アリ、一ハ進士ノ文章得業生ト為ルモノニシテ之ヲ秀才トモ云ヘリ、一ハ其文章得業生ノ更ニ方略ノ宣旨ヲ蒙リテ後対策スルモノナリ、秀才ハ一ニ茂才トモ云フ、而シテ方略ハ文章ヲ試ミ其他ハ詩賦ヲ試ミル例ナリトス、弓場殿ノ試、行幸ノ試、放鳥ノ試等ハ皆試験ナリ、中古、其制嚴正ニシテ、第不ヲ判スルニモ各法ヲ具ヘ、或ハ受試者ト判者ト相争ヒテ、互ニ其意見ヲ陳ベタルコトアリキ、又郡司史生等モ亦試験ヲ以ツテ採用スルコト古代ノ例ナリキ、然レドモ其後試法次第ニ敗レ、五、六才ニシテ文章生ニ補シ、十四、五才ニシテ対策スルガ如キ例之アルニ至レリ、秀才、進士、明經、明法等ノ試ニ及第セシモノヲ成業、又ハ大業ノ儒ナド云フ。

応仁亂後、古代ノ試験僅ニ其形似ヲ存シテ、終ニ廢絶ニ歸センガ、徳川時代ニ至リテハ、再ビ諸学校ニテ試験ヲ行フコトナリテ、幕府ノ

学問所ニテハ、寛政中柴野彦助等ノ計劃ニヨリテ新ニ試法ヲ定メ、生徒ハ毎月一回、春私各一回ノ試験ヲ為スコト為シ、素読吟味ハ毎年十一月ニ一回ト為シ、別ニ三年一回旗下ノ士ヲ試ミルノ制アリキ、而シテ書生寮ハ始メ課試セザル例ナリシガ、慶応年中ニ至リテ之ヲ行フコト為セリ、当時諸藩ノ学校皆試験ヲ行ヒシガ其方法ハ大同小異ニシテ且其規模ハ大抵之ヲ幕府ノ学問所ニ取レリ」

とある。この学問所は其後幾回かの転身を経て維新後東京大学とつらなり、日本の近代大学へと發展的解消をしてゆくのであるが、日本教育史資料十九試験の章、学問試之起には、「旧幕府ノ時、昌平坂学問所ニ於テ、年々素読吟味アリ、又三ヶ年ニ一度学問吟味アリ、素読吟味ノ儀ハ年々二月中、予テ吟味可受願書ヲ、其父兄ノ頭支配ニ出ス、十一月月上旬吟味アルノ前日、掛リ目付役ヨリ、簡条書ヲ以達之、当日目見以上以下ノ輩、粹二三男厄介等平服、抱入ノ者粹二三男厄介等ハ麻上下着用シテ出ツ、右各経ノ内一経一冊宛、合九冊、各一ヶ所宛吟味アリ、小学ハ山崎点、四書五経ハ後藤点ヲ用ユ、無点本ニテ吟味ヲ受クル者ハ身分ニ不拘、初坐ニイヅ」とある。また同資料十九教則中、学問所規則覚書には、「是迄登科前の者共、春秋試と唱え、年に兩度づつ試業の爲め御儒者共立合、講釈弁書詩文等相試候儀有之候得共、登科済の者引立方、前には別段無之候間、自然登科済の者、励を失ひ候間、近来夏冬試と唱え登科済之者計り、年々兩度づつ詩文相試み申候。

右之通改正仕候に付ては、是迄よりは、一ト際勉強も仕候儀に付、行々之目当無御座候ては、猶又自然励み方も相弛み候様成行候ては、不可然候間、左之ヶ条夫々被仰度御座候様仕度奉存候」とある。平安の昔の頃の事はたとえば源氏物語二十一、乙女の巻の或る個所に、「うちつづきにうがくということせさせ給てただ四五月のうちに、史記などというふみはよみはて給てけり、いまはれうしうけさせんとて、まず我御まへにて心みせさせ給、れいの大將、左大弁式部大輔、左中弁などばかりして、御師の大

内記をめして、史記のかたきまきまき、れうしうけんには、はかせのかへさうべきふしぶしを引きいでし、ひとわたりよませ奉り給に、いたらぬくまなく、かたがたにかよはしよみ給へるさま、つま志るしのこらず、あさましきまで有がたければ、さるべきにこそおはしけれと、たれもたれも泪おとし給ふ、大学にまいり給日は、れうもんに、上達部の御くるまどもかず志らずつどひたり、おほかた世にのこりたる人あらじとみえたるに、又なくもてかしづかれて、つくろはれいり給へるくわぎの君の御さまげにかかるまじらひには、たえずあてにうつくげなり、例のあやしき物どものたちまじりつづきいたる座のすゑを、からしとおぼすぞ、いとことわりなるや、ここにも、またおろしものしる物どもありて、めざましけれど、すこしもおくせずよみはて給つ、むかしおぼえて、大学のさかゆるころなれば、かみなか志もの人、われもわれもと此道に心ざしあつまれば、いよいよ世中にさえあり、はかばかしき人おほくなんありける、もんにな、ぎさうなどといふなることどより、うちはじめ、すかすかしう志はて給へれば、ひとへにこころにいて、師も弟子も、いとどはげまし給ふ…」とあるところをみても事情を推察出来るのである。学生にとって試験は決して面白き愉快なものではない。が一面又これを抜きにしては学校教育は考へられないのである。学校が単なる一時的情報提供の機関でなくして、人間の発達を企図した教育機関である以上、教育せし人間の修学状態、発達状態、能力の程度等を吟味することは教育活動過程に於て避くべからざる段階である。学生は学校に於て勉強し試されなければならぬものである。不合理な試験の方法は是正せられねばならないが、試験制度そのものは否定出来ないものである。

仕事と閑暇とが階級的に分化し、知識の自由が富裕な特権階級にのみみとめられていた時代下位学校から上位学校への進学が少数の同質グループに限られるから、そこには進学のための

競争試験というものは存在しない。進学のための試験があるとしてもそれは能力判定のためのものが若干あるにすぎない。しかもそれは特権者の恣意によって左右することの出来るものであったろう。とにかく上級学校に入学出来るのは限られた少数者であった。大宝令によれば、凡そ大学生は五位以上のものの子弟及び東西史部の子であることが原則で、八位以上のものの子供で請願したものは入学を許可されることになっているのであるが、八位の初位以下庶民の子供は絶対に入学出来なかったのである。はじめは広く門戸を開いた昌平黌も寛政九年後は幕臣たる大夫、士、及び其の子弟に限り入学を許しているのである。こうした時代にはたとえ入学のための何らかの試験があったとしてもそれは制度化までには相当の距離のあったものである。要するにこれらは入学試験制度以前のものである。

2. 3. 明治初期

「官武一途庶民に至ル迄、各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス」をモットーとして発足した明治をもって日本は近代市民国家として登場するのであるが、このことは民衆に教育を受くる機会の拡大をもたらすことになった。もはや民衆は無知を強要される奴隷ではあり得ない。「自今以後一般の人民必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり」と明治政府は布告した。かくして初等教育機関は全国の津々浦々に設けられることになったのであるが、小学校と雖も月五十銭から二十五銭に及ぶ授業料を払はなければならなかったから、完全就学にはさほど遠く、従って中学等上位に進み得るものは極く限られた有産者にすぎなかった。従って「生徒ハ諸学科ニ於テ必ス其等級ヲ蹈マシムル事ヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ一級卒業スル者ハ試験状ヲ渡シ試験状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス、生徒学等ヲ終ル時ハ大試験アリ

京都大学教育学部紀要 IV

(小学ヨリ中学ニ移リ中学ヨリ大学ニ進ム等ノ類)」と試験制度が規定されても現実上の問題はまだ生じなかつた。ただ教員になるのには、「小学教員ハ男女ヲ論セス年令二十才以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ル事ヲ許サス」「中学校教員ハ年令二十五才以上ニシテ大学免状ヲ得シモノニ非レハ其任ニ当ル事ヲ許サス」「大学校教員ハ学士ノ称ヲ得シモノニ非サレハ許サス」などと資格が規定されていたから教員志望のものは上級学校へ進学せねばならなかつたから、当時としてはさし当り小学教員充足の必要上、師範学校への入学試験は若干競争も生じたらうと思われる。また特殊な専門学校、例えば東京医学校、東京開成学校、東京外国語学校、東京開成学校中製作学教場などへの入学に関し文部省布達をもって公告しているのである。当時の入学に関する布達の一例として第四大区広島師範学校入学に関するそれを参考までにあげると、

文部省布達第八号明治七年三月四日

今般第四大区広島師範学校へ生徒百名ヲ限リ学業試験ノ上入校差許候条左ノ通相心得志願ノ者ハ別紙雛形ノ添書等持参来ル四月十五日ヨリ同月三十日限り同校へ可願出此旨布達候事

別紙

一生徒ハ和漢通例ノ書及ヒ粗算術ヲ学ヒ得タル者ニシテ年令二十才以上三十五才以下タルヘキ事

一體質壯健ニシテ已ニ種痘天然痘ヲナセン者ニ非レハ入学ヲ許ササル事

一入校ノ生徒ハ初メ之ヲ下等生トナシ學術ノ進歩ニ因リテ上等生トナスヘキ事

一生徒学資金ハ官費ヲ以ツテ上等生ハ一ヶ月金拾円下等生ハ一ヶ月金八円給スヘキ事

一成業ノ上ハ専ラ小学、生徒ヲ教導スルヲ以ツテ事業トスヘシ故ニ入校ノ節成業ノ後必ス教員ニ奉事スルノ証書ヲ出スヘキ事

一入校ノ上半途退校ハ勿論帰郷等決シテ許ササル事祖父母ノ病氣等不得止ノ事情ハ此限ニ非ラス

一成業ノ上ハ免許状ヲ与ヘ各地ニ派遣シテ小学訓導ニ任スヘキ事

用紙美濃罨紙

雛形

当府県貫属華士族平民誰子弟

姓名

何年何ヶ月

右ノ者儀御校へ入学志願之趣申出候間別紙履歴書持参為致申候可然御取計有之度此段申追候也

何府県長官姓名印

明治七年月 日

第四大区

広島師範学校

御中

の如くであるが、当時の典型となるものであろう。また同年七月二十五日の第二十一号布達には、

各地方ニ於テ小学教員タラン事ヲ欲スル者ハ大区本部官立師範学校於テ学業試験ノ上小学訓導タルヘキ証書可相与候条志願ノ者ハ左ノ条相心得其地方便宜ノ官立師範学校へ可申出此旨布達候事

第一行状正シクシテ尋常普通ノ書ヲ講読シ略算術ヲ学ヒタルモノニ非レハ試験ニ中ルヲ得ス
第二體質壯健且種痘或ハ天然痘為セン者ニ非レハ試験ニ中ルヲ得ス故ニ参校ノ時先医員ヲシテ検査セシム

第三証書ヲ得ント欲スル者ハ保証状及ヒ履歴書ヲ以該校へ申出ヘシ

第四試験ハ該校教則ノ全科ヲ以テシ尙附属小学ノ生徒ニ接センメ實際授業ノ方法ヲ試ムヘシ

第五年令ハ大約二十年以上タルヘシ

第六試験ニ中ル者ハ学力ニ応シテ第一等第二等第三等ノ証書ヲ附与スヘシ

第七試験ノ日限ハ其時々該校ヨリ報告スヘシとある。単なる筆答試験以上のものがあつたようである。当時試験に対する監督規定のあつたことは、明治七年十一月十七日に出された督学局職制及事務章程の「第4条、官立学校等ニ於

テ教員又ハ生徒ノ大試問アル中或ハ博士学士得業生ノ学位ヲ与ルタメ試業アルキハ文部卿ノ命ニ依テ臨席シ其試験ノ実況ヲ督察シ之ヲ具陳スル事、」「第六条、第一大学区府県教員及生徒学科試験ノ節臨時出張シテ其実況ヲ具状スル事」よりして察知せられるのである。そして当時の各県の学事年報の中には「生徒試験ノ法並進歩ノ状況」の項があって、学校内での状況を報告しているのであるが試験施行の公明化への努力がうかがえるのである。たとえば明治八年六月二十日の静岡県学事年報の同項をみれば、「春秋両度各校ニ於テ左ノ教則読書問答書取暗記作文算術習字講義体操ノ九科ヲ以ツテ暗記ハ三十桁以上ノ全文ヲ記サシメ究理等ニ至テハ生徒自ラ盤上ニ図シ之ニ指シテ講話問答問ヘハ即コレニ応シ其対答ノ声ニ随フ響ノ如シ其余作文算術習字暗誦等一モ備ハラサルナキヲ以テス其日タルヤ権令参事ノ内ニ臨ミ学務専任立会ヒ生徒父兄ハ勿論傍聴ヲ許スヲ令ス此ニ於テヤ各校ノ教員交々參觀スルヲ以ツテ試ニ応スルノ生徒等一層勉勵各其功ヲ奏セントス六才ノ童生ト雖偶一瑕失アレハ切齒悔之ノ情アリ試験畢テ其業ニ応シ権令参事褒賞ヲ与フルアリ翌日甲乙丙ノ三科ニ分離シ特技ノ者ハ県庁於テ相当ノ書籍ヲ賞与ス曾テ勉勵勤学夜学ヲ興シテ日ニ継クモノアリ日進歩山村ト雖日用書算ノ如キハ尋常普通ノ域ニ至レリ」とある。勉強への手段として試験を如何に重くみていたかが知られるのである。大掛りな状況で生徒達が試験のために苦しんでいる光景が目に見えるほどである。試験というものが生徒を勉学させる有効な鞭であったわけである。水沢県の明治八年の学事年報には「試験ハ每級ノ小試験ト雖学務官之ヲ檢視シ或ハ長次官臨席不意ニ問題ヲ投シ応答詳明ナレハ其校ノ卒業状ヲ付与ス」とあるが、行政官の威張り方がこれ亦目に浮ぶのである。東京師範学校年報（明治8年3月4日提出）には「凡ソ入学ヲ願フ者ハ皇朝史略綱鑑易知録文章軌範物理階梯ノ四書ニ就テ教所ヲ読シメ其要旨ヲ質問ス算術ハ問題ヲ与ヘ法式ヲ作り答ヘシメ又其体

格ヲ檢シテ入校ヲ許ス

本校生徒毎月尾ニ其月講習スル所ノ課書ニ就キ其熟否ヲ試ミテ以ツテ坐次ヲ進退スルヲ小試験トナシ一年兩回期ヲ定テ六ヶ月ニ學ヒ得ル所ノ業ヲ試ミ階級ヲ昇降スルヲ定期試験ト為シ其年期満チ学科率ル者ハ在学中ニヒ得ル全科ヲ試ミ其優劣ヲ審判シテ一等二等三等ノ免状ヲ授与スルヲ大試験トス

附屬小學生徒ハ毎月尾ニ其月中授クル所ノ學術ヲ試ミ坐次ヲ上下スルヲ小試験トナシ每級定ル所ノ課ヲ率ル者ヲ試ミ各其級ノ卒業證書ヲ与ルヲ定期試験ト為ス」とあるが、試験の典型を示すものといえるだろう。

また明治八年二月二十六日附提出の愛知師範学校年報は伊沢脩二を校長とする学校のものだけに非常に詳細に入学規定を説明している。即ち「明治七年三月募集生徒撰定法六ヶ条ヲ撰定ス其略ニ曰ク師範学ノ生徒ヲ募集スルノ專旨ハ小學生徒ノ教師タルヘキ人ヲ得ルニ在カ故ニ独リ才学ノミヲ取ル可ラス之ヲ要スルニ大綱六アリ即チ年令身体、性質、才行、学是ナリ……

同年六月入學生徒試験法ヲ撰ス其略ニ曰ク入学志願ノモノ履歷書並管庁ノ添書ヲ以ツテ願出ルキハ先ツ其名刺數枚ヲ書セシメ書記之ニ番号ヲ附記シテ学校長以下諸試験官ニ分致ス各試験官其履歷ヲ試験簿ニ摘録シ其名刺番号ヲ照シテ之ヲ簿ニ貼ス書記其生徒ヲ応接所ニ誘致シ学校長監事之ニ面謁シテ種々談話ヲナシ其対答ヲ見テ先其人物如何ヲ検査シ其良否ヲ簿録ス漸次如此クシ二十名ニ充ツル毎ニ左法ニ因テ試験ヲ行フ初日午前八時ヨリ数学ヲ検査シ午後一時ヨリ医師身体ヲ検査ス第二日午前同時ヨリ和、漢、訳書午後ヨリ作文ノ四場ニ依テ業ヲ検査ス四等ニ區別シ日本書記、左氏伝、万国公法、博物新編、作文策、数学開平開立等ノ試験ニ於テ解義明了ナルモノハ甲等生徒トシ大日本史唐宋八大家文、英氏經濟論物理階梯、作文論、数学比例等ノ試験ニ於テ解義明了ナルモノハ乙等トシ日本政記、史記、泰西国法論登高目卑、作文、説、数学分数小数等ノ試験ニ於テ解義明了ナル

者ハ丙等生徒トシ国史略十八史略、西洋事情外篇、窮理図解、作文、書簡、数学加減乗除等ノ試験ニ於テ解義明了ナル者ヲ丁等生徒トス凡ソ試験ヲ行フキハ既ニ揭示セル所ノ書籍ヲ前ニ列置シ彼レノ望ム所ニ任セテ之ヲ講読セシム数学ハ黒盤上ニ問題ヲ掲置シ各自撰ム所ニ就テ答式ヲ作ラシム試験簿ヲ携ヘテ臨席シ生徒ノ学力ヲ判決シ、式ニ從テ甲乙ヲ表ス試験終ルノ後三日中ニ各官試験簿ヲ学校長ニ致ス学校長一々審檢点檢シ各科ノ学力ヲ比較シテ其及第何等タルト落第タルヲ詳記シ猶各自ノ議ヲ經テ更ニ簿ヲ作テ之ヲ録シ而シテ後入学ヲ命スト説明している。当時の試験風景は恐らくこうしたものだったろう。しかし競争率は殆んど零に近かったことは「三月二十九日文部省第十二号布達ヲ以ツテ生徒百名ヲ限リ六月一日ヨリ同月二十日マテ本校ヘ願出ヘキ旨ヲ告示ス六月中旬ヨリ応募生徒ノ試験ヲ創ム七月上旬ニ及テ其数殆ント百余名ニ至ル於是文部省ノ許可ヲ經テ定員ノ外猶二十名ヲ入レ猶数名ヲ論シテ一時帰郷再募ヲ待タシム十月ニ至リ衆生徒ヲシテ級長選挙ノ投票ヲ為サシム公選ニ依テ4人ヲ挙クとあるのをみても知り得られるのである。まだまだ上位学校は民衆の手中に帰してはいないのである。広島師範学校の年報には「明治七年四月十五日ヨリ十二月二十四日ニ至ルマテ入校出願ノ者總計百四十二名諸学科試験ノ上及第ノ者百二名落第ノ者三十七名病ニ罹リ試験ヲ受スシテ帰郷スル者三名……」とのせられてある。

師範学校以外の学校として東京開成学校をあげてみよう。これは後に東京大学となり、高等学校を派生する学校として我国の高等教育の正系の源流をなすものである。明治8年4月田中文部大輔宛の年報の冒頭には「……去才中学校生徒ノ学業進歩ヲ察スルニ基本科ニ入り一科専門ノ業ニ従事スルモノ現ニ二十有余人ニ至レリ西学本邦ニ入リシ以還斯学ヲ専脩スルモノアルハ実ニ之ヲ以ツテ嚆矢トス其他予科生徒二百六十七人モ亦咸其学業賤々乎トシテ日ニ進ミ数月ヲ出テスシテ將ニ陸続本科ニ入ルモノアラント

ス是レ畢竟教育保護ノ至厚ナルト校中ノ諸史及外国教授能ク其職ヲ尽スト生徒ノ奮志勉学トニ因ル所ナリ該年十二月ノ末本校外国教授ノ全員二十人生徒ノ全数二百九十有一人学力未タ其選ニ当ルヲ得スシテ入学ノ許可ヲ俟ツ者無慮數十百人夫レ本校ニ入学セント欲スルモノ如此ノ多キニ至ル者ハ則テ我国人民初テ専門学科ノ講究セサル可ラサルヲ知ルヲ以ナリ…」と書かれてあるが、入学試験のことについて何も書かれていない。

これらよりさき学制以前明治三年二月発布の大学規則の中に貢法の条項があつてそこに進学者選校の原則が、「生徒凡ソ三十才以下ヲ限リ其地方ノ考課ヲ歴知事証憑ヲ了ヘ輩下ニ貢進スル者之ヲ大学生ニ補シ各自好ムトコロノ科業ニ就キ博士助教ノ指揮ヲ受ケシム在学三年ヲ期トシ期滿ツル時ハ解額セシム更ニ新ナル者ヲ以テ之ニ補ス若クハ在学中撰仕セラルル者アレハ随テ定額ノ人員ヲ貢進ス其定員ノ如キハ之ヲ後議ニ附ス」と書かれ、試法として、「試芸対策ノ法ヲ立テ春秋ノ二仲月預メ日ヲ剋シ其藏否ヲ対試シ優等甲科ニ登ルアラハ各其条件ニ就キ反覆討論ヲ遂ケ言行相符スル者ヲ判定シ状ヲ具シ申奏シ以テ廊廟ノ採擷ニ充ツ」と規定されている。がこの規則発布後間もなく本校にてはこの貢法は実施されずただ南校に於て暫時実施されたのであった。これの立案者は不明であるが、貢進制度の趣旨は各藩に命じて学問品行共にすぐれた子弟を選抜し、之を中央に集めて欧米日新の學術を授けて国家有用の人材を養成しようとするに在るのであった。明治4年廢藩置県と共に廢せられ貢進生として大学南校に学んだものの中から幾多の人材を出している。明治3年7月27日太政官より下の如く各藩に達し人材を大学南校に貢進すべく命じたのであった。

「 告

大学南校ニ於テ外国教師御雇相成人材成育被為在候間藩々ニ於テ

| | | |
|----|--------|----|
| 現高 | 十五万石以上 | 三人 |
| ク | 五万石以上 | 二人 |

ノ 五万石以下 一人

右之通十六才以上二十才マテ人材相選来ル十月迄ニ南校ヘ可差出候尤年限学費等之儀ハ南校ニテ可承合事但是迄南校入舎之内其撰ニ当候者有之候ハハ差加ヘ不若候事以上」

この達にもとづき南校では次のような貢進生選挙心得を制定公布しているのである。

「一、御布告之通十六才以上二十才迄之内ニテ秀才可相選事

但行状正鋪身体壯健之者肝要之事

一、兼テ洋学研究致居候者有之候ハ選挙勿論之事

但年令並行状身体云々之儀ハ前条之通タヘキ事

一、是迄当校ヘ差出置候入舎生ヲ改メテ貢進生ト致シ度向者其段可願出事

但大、中、小藩人員定数之余ハ其生徒限リ員外生トシテ是迄之通可被差置候間是亦右之段可願出事

一、右是迄之入舎生ヨリ改メテ貢進生ト致シ候分ハ其者学力之淺深ニヨリ大凡二十一、二十才迄ハ差許可申右ヨリ長年之分ハ員外生勿論之事

一、在学年限五年之心得ヲ認可差出事

一、貢進生学費ノ多少ハ藩々ノ便宜ニ任スト雖一ケ月金十両ヨリ以下ニ下ルベカラズ尤右ハ一ケ年四度ニ纏メ当校会計掛主簿ヘ可差出事

但此外ニ課業書籍代一ケ年凡五十兩程ニ見込置可申尤右ハ予メ差出置ニ不及事

一、右生徒病氣等之節ハ一応本校医官ニテ治療相加ヘ可申候得共長病等ニ相成候節ハ藩々ヘ引取可申事

一、欠員相成候節ハ速ニ代員貢進可致事云々」

当時の入学者は 300 余名あり 10 月に入舎が完了している。明治 4 年 1 月 22 日改正貢進舎生姓名簿によれば現在数 310 名となって居り、内英語を修むるもの 219 名仏語を修むる者 74 人独語を修むるもの 17 人となっている。本校が一時閉鎖されたので全員退学し、同年 10 月本校再開と

もにその中で優秀なるものを選抜し入学させている（東京帝国大学五十年史上巻百四十七頁以下参照、）

明治 4 年 10 月 18 日に南校再開とともに南校規則が定められたが、その中で入学之事として、「第一条生徒ノ入学ハ毎年二回必ス暑中休業ノ後ト孟春開校ノ時ニ於テス但校ノ都合ニヨリ不時ニ入学ヲ許ストキハ臨時決議ノ上校長之ヲ公告スベキ事。」第二条、新入生徒ノ年令ハ十五才ヨリ二十才迄ヲ限リ修業年限凡五ケ年以上ヲ期シ體質壯強ナル者ニ非レハ許サス但入学ノ節当校医官ヲシテ之ヲ検査セシムヘキ事」と規定している。明治六年四月開成学校として統合発足したとき発せられた規則で入学に関し、

「第一条普通科ニ入学志願ノ者ハ次ニ記載スル科目ノ試験ヲ経及第セサレハ入学ヲ許サス

試験科目

国書文章

英語作文

地理図誌及地政

万国歴史大綱

算術及以数一次方程式

第二条入学ノ期ハ毎学年ノ始メ一回トシ其試験ハ学年ノ始終二回トシ各三日間ニ施行ス

第三条上等ノ級ニ入学志願ノ者ハ先ツ第一条ニ記載スル科目ノ試験ヲ経而テ其入ラント欲スル級ニ於テ踐修スル諸科ノ試験ヲ受ケシム

第四条入学志願ノ者ハ齡十六年以上トス

第五条身体検査ノ上体格勤学ニ適セサル者及ヒ種痘天然痘ヲ為ササル者ハ入学ヲ許サス」

と規定している。これらに書かれてある事柄は試験科目は学校の種類により異なるが趣旨はどの学校の場合もほぼ同じである。頭のいいもの、身体の健康なもの、素性のいいものをいれたいのは自然の情である。また学ぶものとしては財力に余裕あれば、能力にすぐれておれば、より上位の学校に行きたいと思うのもまた人情である。しかし学校の数は上位になるにつれ少なくなっている。従って入学試験が競争性をおびてくることは明らかである。が上位の学校に行

けることが極く少数のものに限られているときは競争は狂騒とまではならないのである。落ちても能力が不足したから止むを得ないのだと自他ともにあっさりとみとめる気分のゆとりも生じてくるのである。知的選良に誇り高かりし時代は自づと高等教育と庶民との間に距離を生ずるものであるから入学試験競争が庶民の苦痛とまではならないのである。

2. 4. 明治中期および後期

明治19年の森文相の学校体系整備以来、事に依じて各学校につき法令規程改正整頓され、ひいては初等、中等教育修了者の上級学校進学者も自然増加するに至った。が明治の時代は時代そのものに逞しさがあるとともに人間も緊張や恐怖に脅さるべく余りにもふてぶてしさがあったから、上級学校へ進み得ないということをもって自己の運命を左右することとは考へなかった。もしあったとしてもそれは病理学の対象としての人間であって、健全な部類のものではなかったのである。東京大学と、その予備門とがひとつつつ東京に存在していた頃も入学試験のかもしれない悲劇については殆んど問題となっていないのである。尤も多数者の進学の意志を充たすために、高等中学校（高等学校）を増設したことや、専門学校が制度化されたことなどが、入学試験競争を問題化させなかったのであるともいえよう。言いかえれば入学試験を必要以上に混乱せしめないために、いろいろの上級学校がつくられたともいえるであろう。入学試験に対する、ヒステリカルな、理想主義者達の怒号はあったにしても、国民の進学意欲の向上と教育規模の拡大がバランスを保って平行しているときには入学試験制度そのものに対する批判の声は上らないといえよう。

とにかく高等学校令、専門学校令により高等学校、専門学校が高等教育機関の第一段階として整備されて中学校卒業者の進学問題は大幅に一応解決された。国力膨脹、学校生徒数の増大教育政策の大規模化に伴う学校制度全般の改革

は明治30年代以降の大きな教育政策問題となるのである。入学試験制度について大正時代になって展開されるほど大きな問題は明治時代には見られないのであるが、さりとて全然なかったと云うのではない。この間の事情をよく考察してみよう。

学制当時学制にうたはれた理想は別として、実際の施設上、大学と地方の中学とは何等の連絡がなく、大学には直属の予科があり、この予科もまた中学生とは何の連絡もないため各地方より出て大学に入ろうとする者ははじめ中学から入ることをせず、途中で中学を退学して東京の私立学校に入り、大学予科入学試験の準備をするという変則現象と生じたのであった。この傾向は後年までつづいた。中学教育の発達に伴いこうした変態は除かれるに至り、大学予科の制度も明治19年の中学校令により一時廃止せられたが後間もなく復活し、其後長く存在したのである。要するに当時の東京大学予科（明治7年統一をみるまでは法理文三学部の予科と医学部の予科とは全く別個の機関）は入学試験の準備のためのおとし子であった。明治14年7月地方に於ける教育の普及進歩により、予備門の修業年限を1年ちぢめて3カ年とし、学科課程にも改正を加え、入学試験の程度も高めることにしたのであった。

明治16年1月予備門本費に英語学専修課が設けられたが、これは地方の中学校の高等中学科を卒業し、法理文三学部に入ろうとするもの、または初等中学校を卒業し予備門の途中に入ろうとする者に対し試験をして入学せしめ、1カ年間英語学を専修させて予備門入学の準備をなさしめたのである。これで初めて大学と地方の中学校との連絡が出来ることになった。この課に関する規則の第一条には、「当課ハ地方中学校ニ於テ初等中学科或ヒハ高等中学科ヲ卒業シタル者ヲシテ当門（本費）或ハ本学法文理学部ニ入ルニ便ナラシメンカ為メ特ニ設置スル者トス」とあるが、いうならば官設の予備校が出来たわけである。明治17年に予備門の本費及分

費の区別が廃止され、法理文三学部の予科と医学部の予科とが統合され、明治18年7月末東京大学予備門は東京大学の管理をはなれて文部省の直轄となり、独り大学の予備生だけでなく、他の官立学校に入るべき生徒をも教育する目的で東京法学校の予備科及東京外国語学校の仏独両語学科をもこれにふくめることにした。

大学予備教育の機関である東京大学予備門は前述の如く明治19年4月中学校令の制定により高等普通教育を目的とする高等中学校になり第一高等中学校と称することになったので大学予備校としての性格は一応消滅した。そしてこのとき第一高等中学校の外第二から第五までの四校と寄附財産による山口、鹿児島之二校あって結局七校の高等中学校が存在することになった。これらはそのカリキュラムは大学予備校の性格をもっていたが、その目的は高等普通教育であった。その後明治27年6月制定の高等学校令により高等中学校は専門教育機関である高等学校に改められ、同令第二条「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但帝国大学ニ入学スル者ノタメ予科ヲ設クルコトヲ得」との規定に基き27年7月12日文部省令を以て第一、二、四、五の各高等学校に大学予科が設置された。因みに同省令は「第三高等学校ニ法学部医学部工学部ヲ設置シ第一第二第四第五高等学校ニ医学部及大学予科ヲ設置ス」となっているのであるが、これにより大学予備教育が復活せられたわけである。明治27年7月21日文部省令第十八号により高等学校に設置する大学予科の学科規程が定められた。それによると

「第一条 大学予科ヲ三部ニ分チ第一部ハ法科及文科志望者ニ第二部ハ工科理科及農科志望者ニ第三部ハ医科志望者ニ課スルモノトス

第二条 第一部ノ学科ハ倫理、国語及漢文外国語、歴史、地理、数学、物理、化学、動物及植物、論理、経済通論、法学通論、体操トス

第三条 第二部ノ学科ハ倫理、国語及漢文、外国語、数学、物理、化学、動物及植物、地質及鉱物、図画、測量、体操トス

第四条 第三部ノ学科ハ倫理、国語及漢文、外国語、数学、物理、化学、動物及植物、羅○語、体操トス……」
と規定せられている。

明治29年6月11日文部省訓令により高等学校大学予科への入学には高等中学校設置区域に依らざるべきことを告示した。29年9月第一高等学校は入学規則を改正し尋常中学校卒業生推薦規則を定め爾後推薦規則に依り取り扱うこととしたのであるが、その推薦規則は

「一公立尋常中学校又ハ尋常中学校設備規則ニ依リ地方長官ニ於テ認可シタル私立尋常中学校ニシテ将来卒業生ヲシテ本校入学ノ規則ノ取扱ヲ受ケメントスル者ハ予メ該校長ヨリ地方長官ヲ經由シテ本校長ヘ申出テ其承認ヲ受クヘシ……」

と規定している。がこの規則は明治32年2月廃止された。日清戦役後中学校の増強により大学予科入学を志望のものが増えてきたので明治30年第三高等学校に大学予科が置かれるようになった。明治33年8月4日文部省令により高等学校大学予科の学科規程が次の如く改正された。

「第一条 高等学校大学予科ノ学科ヲ分チテ第一部、第二部及第三部トス

第一部ノ学科ハ法科大学及文科大学志望者ニ第二部ノ学科ハ工科大学、理科大学、理工科大学及農科大学志望者ニ第三部ノ学科ハ医科大学志望者ニ課スルモノトス

第二条 第一部ノ学科ハ倫理、国語及漢文、外国語、歴史、論理及心理、法学通論、体操トス

前項ノ学科ノ外文科大学志望者ニハ経済通論ヲ課ス

前二項、学科中文科大学○学科志望者ニハ論理及心理ヲ欠キ、数学、物理ヲ課ス

外国語ハ英語、独語及仏語ノ中ニ就キ二種ヲ選ハシム

第一項ノ学科ノ外法科大学志望者ニハ随意科トシテ羅○語ヲ課スルコトヲ得

第三条 第二部ノ学科ハ 倫理, 国語, 外国語, 数学, 物理, 化学, 地質及鉱物, 図画, 体操トス
以下略

第四条 第三部ノ学科ハ 倫理, 国語, 外国語, 羅旬語, 数学, 物理, 化学, 動物及植物体操トス
(以下略)

この省令發布に当り文部省は各高等学校に省訓令第九号を發し、「高等学校大学予科ハ帝国大学ノ予備教育ヲ施ス処ナルヲ以テ大学ニ於ケル各専門学科ノ授業ヲ受クルニ必要ナル知識ヲ授クルヲ以テ目的トシ予備学科ノ区劃多岐ニ涉リ其ノ修得スル所却テ散漫ニ流ルルカ如キハ務メテ之ヲ避ケサルヘカラス故ニ新ニ規程ニ於テハ予備学科ノ区劃ハ成ルヘク之ヲ大体ニ止メ各学科ノ配当及其ノ授業時数等ニ適當ノ改正ヲ施シ以テ確實ナル予備教育ノ本領ヲ完カラシムコトヲ期ス……

外国語ニ習熟セシムルハ各専門学科教授ノ予備トシテ必最要ナルニ拘ハラス之ヲ従来ノ経験ニ徴スルニ高等学校ヲ卒業シ進ミテ大学ニ入ル者ノ欠点ハ外国語ノ力ノ不充分ナルニ在リ是レ改正規程ニ於テ各部ヲ通シテ著シク其ノ授業時数ヲ増加シタル所以ナリ……之ヲ要スルニ本改正ノ旨趣ニ基キ大学予備教育ノ實質的改善ヲ完ウスルハ各学校長及教官ノ周到ナル用意ニ待ツモノ多シトス」とのべた。要するに高等学校は帝国大学に入るための学校となったのである。従ってこのことは帝国大学への入学試験は試験制度としては何等の問題をふくむものではなくなったということの意味するのである。高等学校を出れば帝国大学へは自由に進学出来るわけである。ただ進学希望者が帝国大学の或学部へと偏って進まんとしたがために或る学部の入学試験が激化して問題となったが、これは入学試験のもつ欠陥というよりは進学者の希望偏向の問題である。明治20年代文部省としては帝国大学の入学に関しては無理のないようにといろいろと考へるところのあったことはこれをみとめることが出来るのである。

明治5年の学制, 明治12年の教育令, 明治13

年の改正教育令, 明治18年の教育令明治19年の小学校令中学校令帝国大学令師範学校令, 明治23年小学校令, 明治27年高等学校令, 明治30年の師範教育令明治32年中学校令, 高等女学校令及実業学校令, 明治33年改正小学校令, 明治36年専門学校令……等の経過を経て我が国の学校制度は大体整備されたのであるが, 国力の伸展は教育制度の改革を要求して止まず, 先ず最初に問題になったのは帝国大学についてであった。帝国大学が程度が高すぎ, 小学から進んで大学を終るまでには非常な年月を要するので各種の専門学科を修めるのにも少し容易な途はないものかとの意見が出るに至った。井上文相の明治27年の高等中学制度の改正はこの改革の第一着手とでも云うべきものであった。明治19年の中学校令にもとづく高等中学校は尋常中学校の卒業者を收容して修業年限を2カ年とし, その卒業者を帝国大学に進学せしめるように出来ていたのであるが, 実際は尋常中学校との連絡が不十分であるため高等中学校に3カ年の予科を置き, しかも尋常中学校の卒業で更にその予科の下級又は途中に入学するものもあるという状態であり, しかも当時帝国大学は唯一つでありまた高等中学校は全校に数校あるのみで入学志望者の一部を收容し得るのみであり, 他は入学しうる迄に尙お二, 三年を空費するという始末であったから, 大学を終るまでには多くの年月を要したわけである。そこで考へられた事は帝国大学の程度を下げ現在の高等中学校を帝国大学に直して直に之を尋常中学校に接続せしめて専門学科の修得を容易にして青年の向学心に応えんとするか, 帝国大学とは別に低級な大学という意味で高等中学校を専門教育を行う高等学校とし, 尋常中学校の卒業者を直ちに入学せしむることとし, 帝国大学入学者のためには高等学校に大学予科を附置することによって問題の解決をはかるか, いづれかである。

帝国大学に手をつけることは当時では到底出来なかつたので井上文相は後者の案をとったわけである。しかし井上のこの計画は不成功に終

った。そして向学の青年は大学予科を目ざして集まり入学難はますます大となり、従って大学修業までの年限は長くなり、学制改革の声は一層高まるに至ったのである。当時熱心な改革論者であった久保田譲は明治32年11月4日帝国教育会に於て行った教育制度改革論という公開演説の中で「……小学校カラ中学ニ中学カラ高等学校ニ将タ大学ニ其他ノ実業学校ニ入学ヲシヤウトシテ進ンデ来テ待ツテ居ル所ノ学生生徒ノ数ト云フモノハ現在何千アルカ知レナイ有様デアル、是ハドウスル積リデアル、斯ウ云フ議論ガアル是ハ實際必要ナ問題デアル、我輩ハ所謂文部省ノ八年計劃ト云フコトノ詳細ナコトハ知りマセヌ、ケレドモ其必要ナル所ノ学校ヲ増設スルコトハ是ハ焦眉ノ急トシテ決行シテ参ラナケレバナラスト思フ、如何トナレバ数千人ノ生徒ガ学校ニ押寄セテ来テ居ルノハ皆政府ノ誘導ニ依テ法律規則ニ従テ進ンデ来テ居ル生徒デアル、其生徒ハ政府ノ義務トシテ之ヲ收容スル所ヲ設ケナケレバナリマセヌ、若シ之ヲ等閑ニ附シテ置クヤウナコトガアルナラバ我輩ハ却テ政府ノ怠慢トシテ論ジナケレバナラスト位ノコトデアル、彼ノ法科大学ニ於テ三百人余ノ落第者ヲ出シ工科大学ニ於テ予科卒業生ノ入学者ニ競争試験ヲ施スヤウナ惨酷ナル処置ハ決シテ再度之ヲ見ルコトハ好ミマセヌ又農工商ノ実業学校ノ如キハ先刻モ申シタ通り盛ンニ設立シテ沢山興シテ行カナケレバナライ唯今ノ教育機関ト云フモノハ全体ニ不足ヲ告ゲテ居ル、新クニ幾個ノ学校ヲ増設致シテモ決シテ新ラシイ制度ヲ実行スル為ニ妨ニナルトカ或ハ不用ニ帰スルト云フ如キ憂ハナイト思ヒマス、併シ此学校ノ増設ノコトヲ決行スルナラバソレト同時ニ教育制度ノ改革ト云フコトハ是非決定シナケレバナラスト云フコトハ是ハ勿論デアル、又ソレト同時ニ大ニ經濟ノコトニ注意ヲ致サナケレバナラスト云フコトモ先刻申シタ如クデアル、我国ノ教育事業ハ今後ドノ位致シテ宜イカ分ラナイ程沢山ニアル、夫レ故ニ事業ヲ多クスレバスルホド儉約ハシナケレバナライ……最モ經濟ニ注意

シナケレバナライナイト思フ。……」とのべているが、基礎教育の充実に伴う進学者の増大が学制そのものの改革にまで迫る事情を物語るものであろう。進学者の希望を全部かなえる迄に、上級学校が整備されるれば問題はないのであるが、財政事情がこれを許さないのが現実であるから、入学競争はますます激甚を加えるのである。学制改革に多大の熱意をもった久保田譲すら明治38年2月22日第二十一議会の衆議院に於て、文部大臣として、学制問題に関する質問書に対する書面答弁に於て、「学政改正のことは一定の方針に基き調査を為しつつあり而して全体に亘る学政改正は其關係する所頗る広大なるか故に今日の時局に於て之を執行するは其時機を得たるものに非ず又一部分の改正と雖も其全体と相關連するものに在りては単独に之を実施すること能はず故に大体の改正は適當の時期を待て之を實行せんとする若夫れ学政の全体に影響を及ぼすこと少くして而も改正を必要とするもの如きは夫々之を措置せり尙今後も必要に應し之か措置を為すことを怠らざるへし」とのべ、慎重なる態度をとっているのである。制度改革は総じて実行することの難きものである。

日清戦以来中学校が盛に増設されたため大学予科の入学志願者は逐次増加し落第者入学者の4倍にも達するに至り、かつまた高等学校の学校差に依って多少入学に難易を生じ優秀なものでも競争激甚の学校に受験したために落第するということもあり、反対に劣等なものも入学志願者の少い学校に受験したため及第するということもあり、不公平現象を生ずるに至ったので、明治35年4月25日文部省は各示第八十二号をもって先づ高等学校大学予科入学試験規程を定めたが、これは36年4月21日文部省告示第八十四号により改正された。これは文部省の方で委員を任命し、全国の志願者を同日に同一の問題を以て各地に試験を行い、成績の順序に依りて收容予定数に達するまでの者を選抜し、之を各高等学校に配当する所謂綜合試験制を採用

したものである。この改正規程によれば、

第一条 選抜試験ヲ受ケントスル者ハ品行方正年令満十七年以上ノ男子ニシテ左号ノ一ニ該当シ且ツ体格検査ヲ受ケ之ニ合格スルヲ要ス

一 中学校ヲ卒業シタルコト 二 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ予備試験ニ合格シタルコト 三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタルコト

第二条 各高等学校ニ入学セシムヘキ生徒ノ概数ハ毎回之ヲ告示ス

第三条 選抜試験ノ学科目ハ中学校ノ学科目(当分ノ内法制経済及唱歌ヲ除ク)中ニ就キ毎回之ヲ告示ス選抜試験ノ程度ハ中学校卒業ノ程度ニ依ル

第四条 選抜試験ハ各高等学校ニ於テ同時ニ之ヲ行フ

……………中略……………

第九条 選抜試験ヲ受ケタル者ハ之ヲ第一部、第二部及第三部ノ三部ニ分類シ其ノ試験ノ成績順ニ依リ各高等学校ニ於ケル各部募集ノ総員ト同数ナル人員ヲ選出シ其ノ内ニ就キ左ノ方法ニヨリ各高等学校ニ配置スルモノトス

一 入学試験ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ入学志望学校ニ於ケル第一ノ志望部類ニ配当ス

二 第一号ノ場合ニ於テ試験成績相同シキトキハ抽センニ依ル

三 第一号第二号ニ依リ配当ノ結果本人ノ指定スル第一ノ入学志望学校已ニ満員トナリ配当スルコトヲ得サル者ニ付テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ入学志望学校ニ於ケル第一ノ志望部類ニシテ欠員アルモノニ配当ス

四 第三号ノ場合ニ於テ試験ノ成績相同シキトキハ入学志望学校ノ順序ニ依ル

五 第三号ノ場合ニ於テ試験ノ成績及ヒ入学志望学校ノ順序相同シトキハ抽センニヨル

六 前番号ニ依リ配当ノ結果本人ノ志望スル学校悉ク満員トナリタルトキハ第一部又ハ第二部志望者ニ在テハ更ニ本人ノ指定スル第二以下ノ志望部類ニシテ欠員アルモノニ配当ス其ノ方

法ハ第一号乃至第五号ニ準ス

七 前番号ニ依リ配当ノ結果本人ノ志望スル学校及部類悉ク満員トナリタルトキハ入学スルヲ得サルモノトス 以下略

となっている。最初の規程即ち明治35年4月28日告示のものは、

「第一条 入学試験ヲ分テ予備試験選抜試験ノ二トス

第二条 予備試験ハ中学校卒業者ニアラスシテ高等学校ニ入学セントスル者ニ就キ之ヲ行フモノトス

第三条 選抜試験ハ中学校卒業及予備試験合格者ニ就キ之ヲ行フモノトス

第四条 入学試験ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ具備シ且ツ体格検査ヲ受ケ之ニ合格スルヲ要ス

予備試験

一 年令満十七年以上ナルコト

二 品行方正ナルコト

三 現ニ中学校ニ在学スルコト

選抜試験

一 品行方正ナルコト

二 中学校ヲ卒業シ又ハ予備試験ニ合格シタルコト

……………中略……………

第六条 予備試験ハ各高等学校ニ於テ之ヲ行フ

第七条 予備試験ハ中学校ノ各学科目(当分ノ内法制経済及唱歌ヲ除ク)ニ就キ中学校卒業程度ニ依リ之ヲ行フ

……………中略……………

第十二条 予備試験合格証書ノ効力ハ二箇年トス 以下略

とある如く予備試験なるものがあつたのであるが、改正規程ではこれがなくなつた。その理由は明治36年の専門学校令制定によるものである。これまでは上級学校に中学校卒業以外のもを入学させる場合には、学校各自で中学校卒業程度の試験を行つて其学力を認定したのであるが、高等学校もこの例により、中学校卒業

者以外には先ず予備試験をやつて学力を認定し、中学卒業者と一緒に選抜試験を受けさせたのであった。専門学校令は専門学校入学者試験検定の制度を設け、専門学校として各自に中学卒業認定試験を行はしむる代りに、中学校をして中学校卒業同等の学力を認定する試験検定を行わしむることにしたので、高等学校もこれにならぬ、各自に予備試験を行うことを止めて専門学校令に依る試験検定に依頼することにしたのである。専門学校入学検定規程は明治36年専門学校令と同時に省令により定められたもので、主なる条文は、

「第一条 専門学校ノ本科ニ入学セントスル者ニシテ中学校若ハ修業年限四ケ年以上ノ高等女学校ヲ卒業セサル者ハ此規程ニヨリ検定ヲ受クヘキモノトス

第二条 検定ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一 年令男子ハ滿十七年以上女子ハ滿十六年以上ナルコト

二 身体健全ナルコト

三 品行方正ナルコト

四 現ニ中学校若ハ高等女学校ニ在学セサルコト

第三条 検定ヲ分テ試験検定、無試験検定ノ二トシテ試験検定ハ官立、公立ノ中学校若ハ修業年限四ケ年以上ノ高等女学校ニ於テ便宜之ヲ行ヒ無試験検定ハ当該専門学校ニ於テ生徒入学ノ際之ヲ行フ

第四条 試験検定ノ学科目及其ノ程度ハ中学校若ハ修業年限四箇年高等女学校ノ各学科目及其ノ卒業ノ程度トス但シ中学校若ハ高等女学校ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル学科目ハ之ヲ省ク

第八条 左ニ掲クル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

一 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校若ハ修業年限四ケ年以上ノ高等女学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

二 明治三十五年文部省告示第八十二号ニヨリ高等学校入学ノ予備試験ニ合格シタル者」である。

専門学校令に依つて一般専門学校の入学に關し無試験検定を受けられる者、即ち文部大臣より中学校卒業と同等の学力ありと指定せられた所謂指定学校の卒業者に対して高等学校入学の資格を与えなかつた点は当時問題となつたものである。告示第八十四号によれば、第一条第三号に於て専門学校入学者検定規程に依る試験検定合格者に入学資格を認め、選抜試験の受験を許しているにかかわらず、指定学校卒業者には全く入学資格をみとめず受験出来ぬことになっているのであるが、これは指定学校の殆んど凡てが中学校と同一のカリキュラムを備える学校で、しかも宗教教育を施すがために中学校令による中学校になり得なかつたからである。故に特に基督敎学校関係者は非常な不満をもつて、国家が指定学校卒業者に対して一般専門学校入学に關し中学校と同等の学力ありとみとみながら高等学校大学予科の入学をみとめないことを非難したのであった。これに対する文部省の態度は強硬で、宗教教育をする学校は禁止せず許容するが、保護する必要はなし、従つて専門学校入学の資格を与えたからとて国家の最高学府たる大学の予科に入学する資格まで与へる必要はないと云うのであった。しかし明治37年1月25日文部省告示第十六号

「明治三十六年第八十四号高等学校大学予科入学者選抜試験規程中左ノ通改正ス

第一条 ニ左ノ但書ヲ加ヘ第四号ヲ追加ス

但シ第四号ニ関シテハ某学校ノ入学ヲ限り指定ヲ受ケタル学校ノ卒業ヲ除ク

四 専門学校ノ入学ニ関シ専門学校入学者検定規程第八条第一号ノ指定ヲ受ケタル学校ヲ卒業シタルコト………」

をもつて久保田讓文相は八十四号告示改正をしたのであった。

なお、明治36年4月30日文部省告示第九十六号、「同一人ニシテ文部省直轄諸学校中ノ二箇

以上ノ学校ニ入学ヲ出願シタル者ハ其ノ最前ニ入学ヲ許可セラレタル学校ニ入学スヘキモノトス但シ同時ニ二箇以上ノ学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ノ入学スヘキ学校ハ本人ノ選択ニ任ス」及び、明治38年10月28日文部省令第十八号、「文部省直轄諸学校ノ生徒ニシテ予メ学校長ノ許可ヲ受ケ又他ノ文部省直轄諸学校ノ入学試験ヲ受ケタルトキハ其ノ入学試験ハ無効トス」などが発せられていることもここに付け加えておこう。

高等師範学校については一寸異なる規定が見られるのである。即ち明治30年7月21日文部省令第十号は高等師範学校生徒募集に関し、「高等師範学校本科生官費専修生ハ尋常師範学校官立尋常中学校及文部大臣ニ於テ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認メタル私立尋常中学校ノ卒業生ニシテ身体健全品行方正ナル者ニ就キ地方長官之ヲ薦挙シ高等師範学校長其ノ中ヨリ試験ノ上選抜スルモノトス」と規定しているのである。同年10月12日文部省令第二十二号は「女子高等師範学校生徒募集に関し、女子高等師範学校本科生及官費専修生ハ師範学校女子部、修業年限六ヶ年ノ官公立高等女学校卒業生及之ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ身体健全品行方正ナル者ニ就キ地方長官之ヲ薦挙シ女子高等師範学校長其ノ中ヨリ試験ノ上選抜スルモノトス但本科生ハ年令十七年以上二十二年未滿ニシテ夫ヲ有セサル者ニ限ル」と規定している。この両省令のいずれに於てもこの第二条で「第一条ニ依リ募集スルモノノ外高等師範学校（女子高等師範学校長）ハ身体健全品行方正ニシテ学力年令当該学級ニ相当スル者ヲ募集シ試験ノ上入学セシムルコトヲ得、」第四条で「新募集ハ四箇月以内仮ニ入学セシメ其ノ資性品行等ヲ審察シ適当ト認ムル者ニ限り本入学ヲ許可スルモノトス」と定められている。師表養成学校として特に念をいれたからであろうと思われる。

明治40年5月2日文部省告示百五十号により高等学校大学予科入学者選抜試験規程の改正が

行われ、36年文部省告示第八十四号の第六条第一項を「選抜試験ヲ受ケントスル者ハ其ノ入学セントスル高等学校及修業セントスル部類ヲ指定スベシ」と改正した。つづいて41年3月12日文部省告示第七十八号が「明治三十六年文部省告示第八十四号高等学校大学予科入学者選抜試験規程ハ自今之ヲ廃止ス」と規定し、従来の綜合制選抜試験を廃して各高等学校別に選抜試験を行うことを意図した。明治41年4月18日に文部省告示第四百十八号が出され、綜合制選抜試験の廃止が実施されたのであった。そして

「選抜試験ヲ受ケタル者ハ之ヲ第一部、第二部及第三部ノ三部ニ分類シ其ノ試験ノ成績順ニ依リ各高等学校ニ於テ各部募集ノ総員ト同数ナル人員ヲ選出シ其ノ内ニ就キ左ノ方法ニ依リ入学セシム

一 選抜試験成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ配当ス

二 第一号ノ場合ニ於テ成績相同シキトキハ抽センニ依ル

三 第一号第二号ニ依リ配当ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類己ニ満員トナリ配当スルコトヲ得サル者ニ就テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニシテ欠員アルモノニ配当ス

四 第三号ノ場合ニ於テ成績相同シキトキハ志望類ノ順位ニヨル

五 第三号ノ場合ニ於テ成績及志望類ノ順序相同シキトキハ抽センニ依ル

六 前数字ニ依リ配当ノ結果本人ノ指定スル志望類悉ク満員トナリタルトキハ入学スルヲ得サルモノトス

前項ニヨリ配当ノ結果又ハ事故ノ為選抜者ニ欠員ヲ生シタルトキハ前項第一号選出人員以外ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス」

と規定された。42年4月21日文部省令第十一号を以て高等学校大学予科入学者選抜試験規程が定められた。その条文の必要なものを拾えば、

「第一条 選抜試験ハ入学志望者ノ数当該高

等学校生徒募集人員ニ超過シタルトキ之ヲ行フ

第二条 各高等学校ニ入学セシムヘキ生徒ノ概数及選抜試験施行ノ期日ハ文部大臣之ヲ告示ス

第三条 選抜試験ノ学科目ハ中学校ノ学科目法制経済及唱歌ヲ除ク 中ニ就キ毎回文部大臣之ヲ告示ス 前項試験ハ中学校卒業ノ程度ニヨル

第四条 選抜試験ハ高等学校長之ヲ行フ

第六条 (明治41年4月18日文部省告示第四百十八号の中に規定されたもので同容同じにつき略)

明治43年5月14日文部省令第十一号を以て、高等学校大学予科入学者選抜試験無試験検定規程が定められ、

「第一条 各高等学校ハ大学予科各部ノ入学志望者募集人員ニ超過シタルトキハ各部各類ニ於ケル募集人員ノ五分ノ一以内ニ限り無試験検定ニ依リ入学志望者ノ入学ヲ許可スルコトヲ得

第二条 無試験検定ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ有シ其ノ卒業シタル中学校長ノ推センシタル者ニ限ル

一 品行方正ニシテ体格強健ナルコト

二 無試験検定ヲ受ケントスル年ニ於テ中学校ヲ卒業シタルコト

三 第三学年以上継続シテ同一中学校ニ在学シタルコト

四 第三学年以上ノ学業成績左ノ標準ニ該当スルコト

(イ) 第三学年並第四学年ノ学年試験ニ於ル学業成績其ノ合格総数ノ四分ノ一以内ニ相当スル順位ニアリタルコト

(ロ) 卒業試験ニ於ケル学業成績其ノ卒業生総数ノ十分ノ一以内ニ相当スル順位ニアリタルコト」

と規定された。

以上、大体、明治年間に亘って高等学校、専門学校につきその入学試験制度のあらましをのべてきたのであるが、明治の人間の神経の太さからか入学試験地獄の声は未だ一般社会の中からは起っていないのである。しかし全然問題が

なかったわけではない。教育者の神経過敏による非難は明治にもあったのである。即ち教育時論の明治38年6月5日号を試みに開いてみると次のような社説が選抜試験弊の矯正として書かれているのである。

「高等学校を始め、其の他文部省直轄学校にして、中学校卒業生を收容する諸学校は、其の入学志望者の、逐年増加せるに随い、高尚なる問題を課して、選抜試験を行い、之によりて以て及落を決するの習慣を馴致せるより中学校生徒は、此の入学試験問題を標準として、高尚なる理論及び応用の、教授せられんことを望み、中学校も亦其の卒業生の多数が右選抜試験に及第せるを以て、学校の誇りとなすよりして、次第に其の学科の程度を高め、而して各中学校が附設せる、其の補習科の如きは、更に其の選抜試験準備を目的として、孜々其の教授に務むるに至り、斯くして中学校教育は、其の本来の目的を外にし、只管選抜試験準備に、重きを置くの弊風を醸成し来り、慨世家をして、終には中学校亡国論を絶叫せんとするの、止むこと能はざるに出でしめたり。文部省は疾くに、此等情弊を承知し居りしならんにも拘らず、嘗て応急処置を施す所なかりしが、其の愈堪えざるに至りたりけん、過般木場次官より、選抜試験に関する通牒を直轄諸学校へ向けて発せられたる由、実に当然の事というべし。吾等は其の今日迄、斯くの如き注意を、直轄諸学校に与えられざりしを憾みとしつつも、尙お其の遂ふべきを思いて、之を悦ばざるを得ず。

就ては中学校卒業生を收容する直轄学校は其の選抜試験委員を選定するに当たり全然所謂学問職人を斥け、中学校教育の今日の状況程度に精通せる教育家を以てすべし。己が専攻に属する学科の外、他を知ることなき学問職人は、到底通牒の要求に応じて、問題を選定する、識と量となきものなり。我が中学校教育をして今日の悲境に馴致せしめたる責は実に高等教育に従事する、此等学問職人に在るなり。文部省は単に通牒を發したるのみにて満足せず、更に其の

実施に注意せざるべからず。」

ここに書かれた感覚は大体入学試験に反対する人達に通ずる共通なものである。この論文中に云われている文部省通牒というのは、

「生徒募集に当り、入学志望者多数なる場合に於て、之を選抜せんが為施行する試験は成るべく其生徒の有する学力の全部を、觀察するを目的とすべきは勿論の議に候条選抜試験問題の種類程度、及び其数等に就きては周密なる注意を要すべき事と存じ候、若し問題の程度高きにすぎ、種類一方に偏し、其数亦少なきに失するが如き事有之候ては、暫に試験の目的を達することを得ざるのみならず、中学校の教育上直接間接に大なる影響を及し、種々なる弊害を醸成するの懸念も有之候条、貴校に於て中学校卒業の程度を、入学の要件としたる学科に対し、選抜試験を施行するに当りては、学科程度の範囲より、問題を選定相成様致度、依命此段通牒に及候也」（教育時論前掲書28頁より引用）

というのである。また中学在学時代の成績をも参考とせよという声も起っている。明治42年頃の教育時論から適当な言葉を拾ってみよう。同誌第 865号45頁に時事寓感、高等学校入学試験と題し、

「高等学校入学者は、中学校卒業者なることは勿論なり。然るに嘗ては其の入学試験に於いて、謂わゆる学者専門家等が、中学校の教授要目如何んをも顧みず、突飛なる問題を出し、例へば愛国の文字の、吾が国史に見えたる始めは如何んの如き、又英語にしても、所謂難解のフレーズを出したる等、中学教育とは、何等の関係もなき問題を以て試験したるが為め、高等学校入学を志望する学生は、中学校在学の当時よりして其の教育は僅かに卒業し得れば足る、高等学校入学の準備とはならずとし、中学校教科を習熟することをせずして、所謂試験問題集の如き書物を購ひ、片々断々たる小穴敷き事項の研究に腐心し、富くじを購うが如き考へを以て、入学試験準備をなしたりしが、牧野文相時代、既に此の弊竇を看破し、入学試験問題の選

択に、大に意を注ぐこととなりしを以て、近來如上の弊は幾分矯正せられしが、昨年の入学試験は、各高等学校別々に施行し、又為めに従前の弊竇を繰り返すに至らざる傾向を呈したり。然るに之を看取せる文部省は、捨て置難しとなし、本年又改めて入学試験問題選択に關して、高等学校長等に、注意する所ありし由、当然の事と云うべし、吾等は更に望む、高等学校が優良なる生徒を得んためには、単に入学試験の成績のみを以て採否を決せず、中学校に於ける成績をとりて、之に最も重きを置き、之と試験成績とを参酌して、以て採否を決せんことを。苟も然る時は、入学志望者として僥倖心を絶ち、中学校在学中より、勤勉力行せしめ、為めに中学校も、亦教育上の一進歩をなすに至るべきなり」

と論じている。中学校教育を乱さないようにとの訓示もまた高等学校長会に対し文相よりなされているのである。教育時論第 865号によれば、

「昨年入学試験の施行を各学校に一任せし結果につき主務局に於て調査せしめたる所に抛れば試験問題の程度統一を欠くものあるを認む随て将来志望者の多数なる学校に在りては次第に問題の程度を高むるの傾向を生ずることなきを保せず若し斯の如くなる時は全国中学校に於ては自校卒業生の高等学校入学試験に於ける良好なる成績を得んことに腐心するの余り徒らに其教授程度を高くし或は猥りに学科目に輕重を附し終には普通教育を授くるを目的とせる中学校が却て高等学校の予備校たるの奇觀を呈するに至らんことを恐る諸君は此弊害を未熟に救済する為に此際十分に討究熟議を遂げ以て本年以後に於ては入学試験問題選定の際必ず中学校の学科課程を参酌し中学校卒業程度を標準として之を超越せざる様注意あらんことを望む」

とある。問題の適正化を図るべく当局者の当然の努力を示すものである。また知的教科本位の入試に対して中学在学時代の品行等をも参考にせよという声も生じはじめるのである。これ

を教育時論第 867号の社説にみてみよう。この社説は時の文部省令第11号の読後感をまとめたものであるがこれは、第11号の、選抜試験の程度を中学校の学科目につき卒業程度の学力に相應せめるとの趣旨に賛意を表しつつ、それに加うるに、「尙お此の精神を、更に有効ならしめん為、文部当局者に望蜀せんとするものなり。そは中学校に於ける、学業操行の成績証明書を、入学願書に添へて差し出さしめ、選抜試験成績調査の際、此の中学校に於ける成績を参案して、以て及落採否を決せんこと是れなり。斯くするに於ては高等学校は僥倖にして及第せるが如き、劣等生徒を收容するの失敗を招かざるの、利益あるのみならず、又中学校は其の生徒が平素学業を勉め、操行を慎しみ、其の成績証明書の優なるものを得んとするにより、中学校教育相当の智能はよく啓発せられ、徳器も亦よく成就するを得て、中学校教育の効果に、著しき好影響を与うるを得ん。苟も然らばこれ高等学校の為め、中学校の為め、一挙にして兩得あるものというを得べきなり」というのである。更にこれについで、「而してこの事たる決して新規のものにあらず、既に他の直轄学校に於ては、嘗て之に類せる方針を取れるものあること、過般の高等実業学校長会議に於て、中学校優等卒業生に対する、先入権附与に関する議事ありしによりても知らるべく、又陸海軍の学校にても亦之に類する方針を取りつつあり、故に高等学校大学予科入学者選抜試験規程中に、明らかに之を規定すること、決して不可なきものと信ず」とのべている。しかしこうした意向に対し、文部当局は必ずしも賛意を表せざりしことは教育時論第 875号33頁に、「方今学生風紀の頽敗に対する救済の一策として高等学校入学検定中に、中学時代の操行を考査するの議に関し、松村普通学務局長は語つて曰く、成程此方法をを採りたらんには、中学学生に従順の徳を養成するに便なる所あるべきも、為めに年少時代に於ける活気を失うことなきを保せず、凡そ此等の改正たる其影響極めて大なるものあれば、其一面を見たるの

みにて、直ちに之を唱導する如きは、世の先覺たるものの注意を要すべき所なるべし」という記事のあるところから察知出来る。行政当局の常識のたしかさを示すものであるといえよう。知性と徳性との逆相関は所詮俗説にすぎないものである。また、人間の比較選抜に徳性をもってすることは実行の難しきものである。知識本位の入学準備の故に、「中学教育の完璧を欠き、片々断々の知識を以て卒業する。射倖者の多かりしは、争われざる事実なり。中学校卒業生が、物の用に立たずと、世間の非難を招きしも、亦其の原因の大半は茲に在りしなり。斯かる射倖心に充ちたる中学校卒業生は、卒業証書を受領するが否や、彼の高等学校教員を聘して、予備教育を施す私立学校に屬集して、其の講義を聴き以て射倖心を満足せんとす、是れ此の種種立学校の、大繁昌を致せる所以にして、彼の一般中学校補習科の、寂寂たる所以なり。高等学校従前の選抜試験が、中学校教育上に及ぼせる悪影響は独り此に止まらず、斯かる射倖〇心には、又必ず軽騒浮薄の性行の伴隨し来るを免れず、彼等学生間に、此の性行者を多からしめたるも、亦此の試験が与つて力ありしなり。斯くても尙お射倖其の目的を達したる者は可なり、不運にして之を達せざるものは、生半熟の中学校教育即ち片々断々にして、何等物の用に立たざる智識を身にして世に立ち、徒らに放言高論するのみにて、他よりは軽侮せられ、相手にせられざるを以て、或は自棄し或は自暴する等、所謂教育ある破落漢となり了するもの尠からず、従前の高等学校選抜試験が学生間に与へたる悪影響は、馬券が社会に与へたる悪影響に勝るも、決して劣る所なかりしなり」と教育時論第 867号の社説はのべるのであるが、これは少しピントを外れた俗見である。知的試験なればこそ賃しきものも頭腦一本で進学するのである。下位学校在学中の成績を重視して選抜するとなれば、金権にかきまわされるのは当該学校の教師や校長で、教科書疑獄以上の疑獄を出現することになるであろうし、金権のバ

ックなきものは進学の余地全く無きに至るであろう。射倖心はむしろ今日この頃のマル・ペケ式なテスト方式の方にこそ培はれるものではあるまいか。私は自己の過去をかえりみて知的教科一本の試験であつたればこそ田舎の小学校から大学にまで迎れたのであると確信しているものである。

入学試験準備の必然は予備校的存在をもすてに明治の末頃から必要ならしめた。高等学校制度自体かかる状況から出たものであつたのであるが、高等学校へ入るための専門的な予備学校が新しく発見するに至るのである。これは又一方に於て教師の一寸した弗箱にもなることは事情今日と全く同じである。教育時論第 875号にのせられたところによれば、高等学校教員のみならず、医学専門学校、または高等実業学校教員の間にも余備校への兼職流行したらしい。或る医学専門学校の如きは其の所在地中学校出身者が在生徒の多数を占めているのであるが、これは同校教員等が、所謂入学試験予備学校の教員として其の所在地中学校卒業生を駆り集め、之に教育する結果である。こうした現象は某高等実業学校にもみられたという。「高等学校入学予備学校が、果たして如上医学専門学校や、高等実業学校の入学試験予備学校の如く、実際入学受験者に多くの便利を与うるや否やは、吾等の疑いなき能わざる所であるが、併し「某予備学校には某高等学校何々科の教員出講するが故に某予備校に入学して、高等学校入学試験の準備をすべしという学生間の取り沙汰は、毎度吾等の耳にする所で、随つて此等学生は、高等学校教育の出講する予備校に麤集し、其学校及び教員の、莫大な利益を得ることは事実である。これ其の学校及出講教員の、唯一目的であつて、之が教授を受けた学生が、入学試験に便益を得ようが得まいが、これは其の学校及び教員の、敢て関する所ではない。であるからして入学試験の公平不公平には、存外関係は少ないと思う。……可愛そうなのは学生其の者である、彼等は高等学校入学を切望するの余り、

斯かる学校に入りて、何か入学試験の助けになる事もやと思ひ、一教室に百人百五十人の多数を詰め込まれ、腐敗した空気を呼吸しつつ、耳を払つて講師の講義を聴かんとすれども、或は後方、甚だしきは廊下に立つこととて、講師の講義も遠くして聴き取れざる上に、多数が押し合いへし合うよりして、喧噪に聴講を妨げられ、又よく聴講し得たりとせんも、之を筆記すべき机の余地もなく、可惜時間を、雑踏混雑の間に消費して惘然宿所に帰るのみである」と教育時論子はいみじくも表現している。予備校の実体をよく描いていると思う。こうした状況は今日と雖も些かの変化なし、むしろ今日では学校企業の中でも予備校経営は最ももうかるものの一つであろう。

当時当局もこうした状況に対し、「学校職員が、相当の手續を履行して其の余力を以て、職務外の業務に従事するは、固より禁ずべき限にあらざると雖も、其の職務に忠実熱心にして、或は研究に、或は教授の準備に、或は生徒の薫陶に、十分の心力を用ゆる者は、恐くは公務の外に、多くの余暇を有せざるべし。従て兼業の種類、及び程度如何によりては、自然其の本務に、全力を尽す能わざるの職あるべし。特に或る一定の学校に対する、入学の予備教育を目的とする、私立学校に、当該学校の職員が兼務をなし、其の教鞭をとる如きは、啻に本務上に支障あるのみならず、或は人をして、入学試験の公平を疑わしめ、弊害自ら其の間に生じて、学校教育のため、不利益を来すこと尠からざるべし。諸君は宜く其の影響の及ぶところを察し、常に適當の措置を怠らず、以て弊害を未然に防ぐことを努めらるべし」という高等学校長への文相訓示がなされた。その頃開かれた全国中学校長会議で東京京北以外12校の校長から、「本年の高等学校長会議に於ける文部大臣の訓示中学校職員が相当の手續を履行し云々」事項を励行せられんことを建議すること……という建議案が出されたのであつた。

以上は教育時論第 874号中から拾つた風景で

あるが、高等学校入学試験を中心として入学試験制度の形成が一応具体化されたことを示すものである。そして幾多の問題をはらみつつも入学試験は上級学校へ進学せんとするものには是が非でも突破すべき関門となり、日本の教育制度の一風物誌となりゆくのである。

2. 5. 大正・昭和期一敗戦まで

大正6年4月27日文部省令第四号により高等学校大学予科入学者選抜試験規程の改正がなされた。前の規程と異なる点を拾えば、

「第三条 選抜試験ノ学科目ハ中学校ノ学科目(法制及経済、実業、唱歌ヲ除ク)中ニ就キ文部大臣之ヲ選定ス 前項ノ試験ハ中学校卒業ノ程度ニ拠ル

第四条 選抜試験ハ各高等学校ニ於テ同時ニ行フ

第五条 入学志望者ハ其ノ入学後修業セントスル部類及入学セントスル高等学校ヲ指定スベシ 以下略

第六条 入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

一、高等学校ヲ通シ各部毎ニ其ノ部ニ入学セシムヘキ人員ノ総数ト同数ノ人員ヲ試験ノ成績順ニヨリ選出ス

二 前後ノ場合ニ於テ試験成績相同シキトキハ抽センニ依ル

三 前号ニ依リ選出セル人員ニ就キ試験ノ成績順ニヨリ第一部又ハ第二部ノ志望者ニ在リテハ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ基キ第一ノ志望学校ニ第三部ノ志望者ニ在リテハ本人ノ指定スル第一ノ志望学校ニ配置ス

四 前号ノ場合ニ於テ試験成績相同シキトキハ抽センニ依ル

五 第三号及第四号ニ依リ配当ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望学校已ニ満員トナリタル場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二ノ志望学校ニ配当ス

六 前号ノ場合ニ於テ試験ノ成績相同シキトキハ抽センニ依ル

七 第五号及第六号ニ依リ配当ノ結果本人ノ指定スル第二ノ志望学校已ニ満員トナリタル場合ニ於テハ更ニ其ノ第三以下ノ志望学校ニ就キ第五号及第六号ニ準シ配当ス

八 第一部又ハ第二部ノ志望者ニ在リテハ本人ノ指定スル第一ノ志望類カ志望学校ニ於テ悉ク満員トナリタルトキハ更ニ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類中欠員アルモノニ之ヲ配当ス其ノ方法ハ第三号及第七号ニ準ス

九 本人ノ志望スル類及学校悉ク満員トナリタルトキハ入学スルコトヲ得サルモノトスル前項ニ依リ配当ノ結果又ハ事故ノ為メ入学者ニ欠員ヲ生シタルトキハ入学スルコトヲ得サリシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

であるが、明治41年に定められた高等学校別試験が明治36年の総合試験制度に再び帰ったわけである。学校別試験では、競争のはげしい学校と然らざる学校とで入学成績の最下限に非常な違いが出てきたり、本人の能力に依って広く公平に入学者をえらぶという原則に反するようになったからである。

これと同時に高等学校大学予科入学者無試験規程が文部省令第五号を以て次の如く改正せられた。

「第一条 高等学校大学予科各部ノ入学志望者入学セシムヘキ人員ニ超過シタルトキハ各高等学校ハ入学セシムベキ人員ノ二十分ノ一以内ニ限り無試験検定ニヨリ入学志望者ノ入学ヲ許可スルコトヲ得」

寺内内閣の学制改革により大正7年12月勅令第389号を以て高等学校令が制定せられ、高等学校は最高等普通教育機関たる性質をもつものとされ、従来の高等学校大学予科は廃止されることになり、高等学校令の施行期日たる大正6年4月1日以後は一般的大学予備教育制度はなくなったのである。しかし或る大学の特別の必要に依っては附属予科を置き得ることとなっているので大学予備教育制度が完全に消滅したわけではないのである。

新高等学校令により大正8年4月19日文部省

令第十四号を以て次の如く、官立高等学校入学者選抜試験規程が定められた。

「第一条 入学志願者ノ数当該高等学校生徒募集人員ニ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

第二条 各高等学校ニ入学セシムヘキ生徒ノ概数、選抜試験ニ関スル細目及出願ノ手続等ハ其ノ都度文部大臣之ヲ告示ス

第三条 選抜試験ノ学科目ハ中学校第四学年マデノ必修学校目ニ就キ之ヲ選定ス但シ外国語ハ英語、独語及仏語ノ中本人ヲシテ其一ヲ選ハシム 前項ノ試験ハ中学校第四学年修了ノ程度ニ依ル

第四条 選抜試験ニ各高等学校同時ニ之ヲ行フ

以下略

また再び各学校別の試験となった。この中学校四年修了で高校へ進学出来るようにしたことは大学卒業迄の年限短縮をねらった結果ではあるが、これが中学教育を乱した点是否むことが出来ない。これは明治30年代以来高まり来りし学制改革運動に応じて政府のなした消極的な学制改革の一端のあらわれであるが、中学5年という妙なたまりが出来たわけである。成績最優秀のものは軍関係学校と高等学校へ4年の時に吸収され5年はのこりかすとなるという妙な事になったのである。大正14年11月25日文部省令第四十二号により官立高等学校高等科入学者選抜試験規程改正が次の如くなされた。

「第四条 選抜試験ハ高等学校ヲ二班に分チ各班前後シテ之ヲ行フ

第五条 入学志願者ハ志望学校トシテ一校ヲ指定シ又ハ他班ニ属スル一校ヲ併セ二校ヲ指定スルコトヲ得二校ヲ指定スル場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ

第六条 入学志願者ハ其ノ入学後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ但シ志望学校二校ノ場合ニ於テハ各異ナル科ヲ指定スルコトヲ得ス

これは受験者に二校を受験させる便宜をはかったものである。大正15年になって10月30日文部省令第三十四号をもって更に改正を行い

「官立高等学校高等科入学者選抜試験規程中

左ノ通り改正ス 第四条中「各班前後シ」ヲ削ル」とされた。これは大正14年の規程によれば、選抜試験は高等学校を2班に分ち各班前後して行われるので、甲班の試験終了後幾日かを經て乙班の試験が始まり、甲班中の一校と乙班中の一校とを受験するものは移動して2回試験を受けなければならなかったのであるが、この改正により、例えば一学校に於て初日は甲班試験の或種目を受験すれば翌日は乙班試験の或科目を受験し、また其翌日は甲班試験の残りの科目を受験するというが如き仕組とし、受験者は居ながらにして2種の試験を受けることが出来るようになったのである。

この頃になると漸く入学試験地獄の聲がきびしくなり、中等学校入学試験の方もその在り方などが問題となるに至った。昭和2年11月22日文部省は、

「現行制度ニ於テハ中学校第一学年入学志願者ノ数入学セシムヘキ人員ヲ超過スル場合ニハ試験ニ依リテ入学者ヲ選抜スヘキコトヲ規定シ其ノ他ノ中等学校ニ於テモ多クハ學則等ヲ以テ同様ノ規定ヲ設ケ多年ノ間入学者選抜試験ヲ実施シ来リタレトモ之ニ伴フ弊害少カラス就中小学校卒業生ノ中等学校入学ノ場合ニ於テ最モ然リトス

抑々小学校教育ハ児童ニ對シ道德教育及国民教育ノ基礎ヲ授クルト共ニ其ノ身体ノ發達ニ深ク留意スヘキハ多言ヲ要セス然ルニ其ノ卒業ノ後中等学校ニ入学セントスル者ヲ觀ルニ小学校在学中ヨリ只管之カ準備ニ没頭シ知ラス識ラスノ間ニ其ノ心身ノ發達ニ悪影響ヲ及ホスハ国民ノ将来ニ對シ洵ニ寒心ニ勝ヘサルナリ加之コレカ為ニ国民教育精神ニ背戾シ小学校教育ノ本旨ヲ没却スルニ至リテハ最モ深ク憂フヘキ所ナリ入学試験ニ伴フ弊害前述ノ如シトセハ其ノ制度ニ對シ改正ヲ加フルハ刻下ノ急務ナリトス

今回ノ改正ハ中等学校ノ入学者ヲ選抜スルニ從來ノ如キ試験ハ之ヲ行ハサルコトヲ以テ本體トシ中学校令施行規則第四十三條ノ二ヲ削除セリ而シテ之カ選抜ニ當リテハ主トシテ出身小学

校＝於ケル成績等＝拠リ更＝人物考査並身体検査ヲ用イテ入学者ヲ決定スヘキモノトセリ尙其ノ実施ノ細目＝至リテハ別＝示ス所アルヘク各学校＝於テハ之＝基キ學則等ノ改正ヲ行イ実施上遺憾ナキヲ期セシメラルヘシ尤モ其ノ示ス所ハ選抜方法＝関スル準則＝シテ地方及学校ノ情況＝依リ特別ノ必要アル場合＝於テハ改正ノ本旨＝反セサル限り事情ヲ斟酌シ適當ナル選抜方法ヲ採ルヲ妬ケサルモノトス

又中等学校＝於ケル教育ノ旨趣ヲ貫徹セシメントスルニハ生徒ヲシテ一意専心所定ノ課程ヲ学習セシメサルヘカラルニモ拘ラス従来学期及学年ノ試験ヲ実施スルカ為ニ動モスレバ生徒ヲシテ＝試験ノ為ニ勉学セシムルカ如キ弊モ少シトセス依テ自今生徒ノ成績ハ平素ノ修学ニ重キヲ置キテ之ヲ考査シ又之＝依リテ修了若クハ卒業ヲ定メ一層自学自習ノ気風ヲ養成セシムル旨趣ヲ以テ中学校令施行規則第四十七条ヲ改正セリ

高等学校、専門学校、実業専門学校等ノ入学者選抜方法＝関シテハ中等学校ト多少其ノ趣ヲ異ニス、其ノ志願者ノ年令相当＝長シタルコト、其ノ出身学校全国ニ亘ルコト、其ノ出身学校ノ種類等ノ必スシモ一致セサルコト等ノ事情＝鑑ミ或程度マテ選抜試験ヲ行フノ必要ヲ認ムルト共ニ志願者ノ出身学校＝於ケル成績等ヲ重ンジ之ヲ選抜試験ノ成績ト対照シ之ヲ以テ入学者選抜ノ基準トセリ又其ノ学期及学年ノ試験＝就キテモ中等学校ノ場合ト事情ヲ異ニスルヲ以テ一般ニ之ヲ禁止セサルコトトセリ

今日改正ノ旨趣右ニ述ブルカ如キヲ以テ教育当業者タル者宜シク協心戮力シテ実効ヲ収メシコトヲ期スヘク而シテ之カ為ニハ学校当業者ハ厳正公平情実ニ捉ハレルコトナク監督ノ局ニアル者亦克ク此ノ旨趣ヲ諒シ学校当業者ヲシテ其ノ職責ヲ完ウセシムルニ於テ遺憾ナキヲ期セラルヘシ」

という改正趣旨書を出し同日省令第二十六号を以て中学校令施行規則中に次の改正を行った。

「第十七条第二項中「試験及」ヲ削除

第三十四条中第一項第五号ヲ左ノ如ク改メ同条第二項中「入学試験ノ有無」ヲ削除

五 入学考査、學業成績考査＝関スル書類第四十二条中「日本歴史」ヲ「国史」＝「試験」ヲ検定＝定ム

第四十三条ノ二削除

第四十四条第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項入学者ノ学力ハ当該学年ノ程度＝於テ之ヲ検定スヘシ 以下略」

そして昭和3年4月1日より実施したのであった。従来は入学者選抜はもとより、進学及卒業を認むるにも試験によることを本則としたのであるが、教育上弊害ありとして一切の試験を廃止し、入学に就ては入学志望者の従前の學業成績、進級卒業に就ては在学中の學業成績に依って考査を伴うこととし規程中から総て試験の文字を除去したのである。しかし事實はどうであったか。依然として試験の事實はのこつたのである。丁度其のころ中学4年頃であった筆者は在学中の考査のためにはそれまでの学期試験と同様暗記勉強をしたものである。また高校入学試験は依然として頭上へのしかかる暗雲であった。それだけに合格のよろこびまた一入のものであったことは言うまでもない。

昭和2年11月22日の日附を以て更に発普第三〇四号通牒として中学校に於ける入学者選抜方法に関する次の如き次官通牒が各地方長官に対し發せられた。

「今般学校ノ入学、進級及卒業ノ試験制度＝関シ文部省令の改正並文部省訓令ノ發布有之タルニ付テハ貴管内中等学校＝於テ第一学年ノ入学志願者ノ員数カ募集人員＝超過シタル場合＝於テハ右訓令ノ趣旨ヲ体シ大体左記ノ要項＝依リ入学者ヲ選抜セシメラルル様致度尤モ本件ハ其ノ準則ヲ示スモノニシテ必スシモ劃一ヲ強フルノ旨趣＝アラス学校又ハ地方ノ情況＝依リ必要ナル場合＝於テハ改正ノ神情＝反セサル限り適當ナル選抜方法ヲ採ラシメラルルモ差支無之儀＝付御了知有之度依命此段通牒ス

記

一、中等学校第一学年入学志願者＝就テハ出身小学校長ヲシテ当該児童ノ小学校＝於ケル凡ノ最終二学年ノ学業成績、身体ノ状況、特性、其ノ他必要ナル事項（上級学校進学＝関スル志望ノ確否、性能ノ適否、小学校卒業後＝於ケル学歴又ハ経歴及其成績等）＝付詳細＝調査シ志願中等学校長＝直接其ノ意見ヲ報告セシムルコト

前項ノ外中等学校長コリ要求アリタルトキハ出身小学校長ヲシテ必要ナル調査書ヲ提出セシムルコト

二、中等学校＝於テハ大体左ノ要項＝依リ入学者ノ決定ヲ為スコト但シ実業学校＝於テハ学校又ハ学科ノ種類＝依リ特別ノ考慮ヲナスコト

イ、小学校長ノ報告＝係ル事項＝基キ募集員数以上適宜ノ員数ヲ考査選抜スルコト

ロ、前号＝依リ選抜シタル者＝付人物考査（常識、素質、性行等ノ考査）並身体検査ヲナスコト但シ人物考査＝就テハ主トシテ平易ナル口頭試問ノ方法ヲ用ヒ且小学校長ノ報告ヲ参酌スルコト

ハ、前号＝依リ考査選抜シタル者尙募集員数ヲ超過スルトキハ順次優良ト認ムヘキ者ヲ入学セシメ同一順位＝在リテ優劣ヲ制定シ難キ者＝付テハ抽セン＝依リ入学者ヲ決定スルコト

三、都市等＝在リテハ数多ノ学校間＝於テ連合シテ考査ヲ行ヒ入学志願者ノ志望順位＝依リテ入学セシムル等所謂綜合制ヲ採ルヲ可トスルコト」

なるほどこうした処置により知識一本の入学試験から来る弊害は除去し得たかも知れないが、選抜の公平を期するという点で果して所期の目的を達し得ただろうか。かって無試験選抜に伴う弊害として、「万朝報社説に曰く、今回医学専門学校入学志願者を中学校卒業の成績に依り、其優等者中より無試験にて入学せしむることとなりたるより、各中学校に非常なる弊風を生ずべしと言う者あり、各中学校に於ては現に種々の弊風少からず、不徳なる教員中には贈

賄の多少に依りて、学生の成績を左右する者あり故に卒業生の成績が入学の資格に関係することとならば、此弊風益す益す増加すべく、学生は陋劣なる手段に依りて単に成績を良好ならしめんとし、実際の学力は益す低下すべく、無試験入学は大に熟考を要する問題なるべし」（教育時論第 905号28頁所載）と、明治も末つ方噂にのぼったのであるが、考えられない事柄ではない。入学試験という呼称がなくなり、小学から中学への進学に当っては入学考査はしないという制度になったものの、その故に却って小学校の先生たちを苦しめるような問題が起つたのではなかったらうか。富める階級の子弟たちに都合のいい様なからくりが仕組まれはしなかったかどうか。微妙な事柄故に客観的な資料で吟味すべくもないが、良心的な教師諸氏からの当時の真相報告を仰ぎたいものである。

昭和2年11月22日には又高等学校の試験制度に関し文部次官より各地方長官及各高等学校長に対し、次のような発專一四一號通牒が発せられている。

「高等学校試験改正＝関スル件

今般高等学校尋常科＝於ケル入学、進級及修了ノ試験制度並＝高等科＝於ケル入学者選抜ノ制度＝関シ高等学校規程ノ改正有之タル処右ハ大体＝於テ中等学校＝於ケル入学、進級及卒業＝関スル試験制度ノ改正ト同一方針＝基ケルモノナル＝付本日發布＝係ル文部省訓令第十九号ノ旨趣ヲ遵守シ之カ実施＝付テハ大要左記要項＝依リ万遺漏ナキヲ期セラレ度依命此段通牒ス

左記

一、尋常科ノ入学者選抜方法＝関シテハ本日附發普三〇四号文部次官通牒＝準スルコト

二、官立高等学校＝於ケル高等科入学者選抜方法要項ハ別冊ノ通シテ公私立高等学校＝於テモ右要項＝準スルコト

三 高等学校高等科入学者選抜方法改正ノ結果トシテ中等学校＝於テ学業成績其ノ他調査書ノ作成書ヲナスコトヲ要ス而シテ其ノ報告ノ遅

速ハ高等学校ニ於ケル入学者ノ決定ヲナスニ重大ナル関係アルヲ以テ十分ニ之ヲ督促シテ期日ノ確保ヲ期センメラレタキコト

四、官立実業専門学校ニ於ケル入学者選抜方法は関シテモ別冊要項ノ通改正セラレタルヲ以テ中等学校ニ於ケル学業成績其ノ他ノ調査書ノ提出ニ付テモ前項同様期日ノ確守ヲ期センメラレタキコト

またこの通牒と略同様の趣旨が同号通牒を以て各高等学校長にも發せられている。前掲の官立高等学校高等科入学者選抜方法要項は次の内容のものである。

「第一 入学者選抜ノ方法

一、入学者ヲ選抜スルニハ志願者ノ入学前ニ於ケル学業成績ト選抜試験ノ成績トヲ併セ考查スルコト

二、志願者ノ入学前ニ於ケル学業成績ト選抜試験ノ成績トハ対等ノ価値アルモノトシテ考查スルコト但シ昭和三年及昭和四年ニ於テハ右考查標準ニ相当斟酌ヲ加フルコト

三、以上ノ外入学志願者ニ對シ口頭試問ノ方法は依リ性行其ノ他ニ就キ考查ヲ行フ得ルコト但シ志願者ノ入学前ニ在学シタル学校長ノ調査書ヲ參酌スルコト

四、身体検査ハ従前通り之ヲ行フコト

第二 選抜試験

一、各高等学校ハ同時ニ入学者選抜試験ヲ施行スルコト

二、入学者選抜試験ハ一回之ヲ行ヒ二班制度ヲ廢止スルコト

三、選抜試験科目ハ三科目以内トシ各高等学校ニ於テ中学校第四学年以下ノ学年ノ必修科目中ヨリ之ヲ選定シ毎年十二月十五日マデニ文部省ニ報告シ十二月二十日前後ノ官報ヲ以テ文部省ヨリ告示スルコト但シ昭和三年及昭和四年ニ於テハ選抜試験科目ハ四科目マデ之ヲ課スルコトアルヘシ

四、選抜試験問題ハ各高等学校ニ於テ之ヲ作成スルコト但シ暗記ニ偏スルモノヲ避ケ理解、判断、推理ノ能力ヲ試スル旨トスルコト

第三 学業成績ノ考査

一、入学志願者ハ入学試験檢定料ヲ添ヘ入学願書ヲ其ノ志願学校ヘ直接提出シ同時ニ其ノ入学前ニ在学シタル学校長ニ其ノ旨申出ツルコト

二、前項ノ学校長ハ最終二学年（学校卒業者ニ在リテハ三学年）間ノ学業成績証明書並性行及身体ノ状況ニ関スル調査書ノ志願学校長ニ進達スルコト

必要アル場合ハ前項ノ外高等学校長ハ学校長ニ要求シテ諸種ノ調査書ヲ提出セシムルヲ得ルコト

三、試験若ハ檢定シ合格ニ依リ入学資格ヲ有スル志願者ニ付テハ当該試験若ハ檢定ノ成績ハ之ヲ入学前ニ於ケル学業成績ト看做スコト但シ其ノ成績ニ付テハ相当斟酌ヲ加フルヲ得ルコト

前記ノ志願者ノ入学願書ハ直接提出セシメタル上当該試験若ハ檢定ヲ施行シタル官庁又ハ学校ニ對シ成績其ノ他参考トナルヘキ事項ヲ照合スルコト

四、入学前ニ於ケル学業成績ハ各学科目別成績、平均成績及学年又ハ學級中ニ於ケル順位等ヲ參酌シテ之ヲ考查スルコト

第四 雜

一、入学者ノ選抜ヲナスタメニ行フ選抜試験並学業成績ノ考査等ハ数個ノ学校間ニ於テ所謂綜合制ニ依リ之ヲ行フ得ルコト

二、公私立高等学校並北海道帝国大学予科及東京商科大学予科ニ於ケル入学者選抜ニ関スル規程並取扱ニ関シテハ本案ニ準ズルコト

そして岡田文部省第二十九号をもって、「官立高等学校高等科入学者選抜試験規程ハ之ヲ廢止ス」と發せられた。

昭和4年11月28日各地方長官に対し次のような次官通牒發普二三四号が發せられた。

「中等学校入学者選抜ニ関スル件

中等学校ニ於テ入学志願者ノ数入学セシムヘキ人員ヲ超過スル場合ニ於ケル入学者選抜方法は関シテハ昭和二年十一月二十二日訓令第十九号及同日附通牒發普三〇四号ヲ以テ大体ノ標準ヲ定メアル処往々ニシテ其ノ解釈ヲ異ニシ時ニ

情弊ヲ見ルカ如キ事例モ有之実施上遺憾尠カラサルニ付テハ右通牒第二項中イ号及ロ号ニ関シ左記ノ廉篤ト当事者ニ御示達相成平素ニ於テ準備教育ノ弊ニ陥ラス考査ニ際シテハ公正ヲ失ハス克ク其ノ職責ヲ全ウスルコトヲ期セシメラル様致度命ニ依リ此段通牒ス

記

一、入学者ハ人物考査並ニ身体検査ヲ行ヒ且小学校長ノ報告ヲ参酌シテ之ヲ考査選抜スルコト

一、小学校長ノ報告ニ係ル事項ノミニ基キテ入学ヲ拒否スル場合ハ到底中等学校ノ学習ニ堪ヘスト認メラルル者ニ限ルコト

一、人物考査ハ常識、素質、性行等ニ付口頭試問ノ方法ニ依リテ之ヲ行ヒ必要アル場合ニ於テハ筆記試問ノ方法ヲ加フルヲ得ルコト常識ノ考査ハ小学校ノ教科ニ基キ暗記暗誦ニ流ルコトナク理解、推理等ノ能力ヲ判定シ得ヘキ平易ナル事項ニ付之ヲ行フコト

以上のべ来た高等學校入学試験制度、中等學校入学考査制度の幾變遷は要するに教育哲学の變遷相と應ずるものであった。主知的人間より具体的全人觀への教育の人間觀の變遷が入学試験の在り方をも規定したことを一面に於て示すものである。試験方法もまた暗記反唱的方法から經驗學習的方法への変化を示しはじめるのであった。入学試験という言葉が忌避されて入学考査という称呼に変化したのもこうした状況の変化によるものである。中等學校の入学試験に関しては新しい教育觀によってその弊害が一應除去せられたことはたしかに入学試験制度改正の努力のみのつたものと言えようが、高等諸學校への入学試験制度に関しては枚数が進學希望者と比較して絶對的に不足する以上、単に名稱や方法をかえるだけでは解決し得ない幾多の問題をもっているのである。競争の激甚ということは依然として日本の入学試験制度の特長なのである。改正された中等學校の場合でも前掲の通牒が示しているように「必要アル場合ニ於テハ筆記試問ノ方法ヲ加フルヲ得ルコト」と人

物考査の方法の中に筆記試問を用いることを許しているのである。メンタルテスト風のものに加味する仕方も大正12年頃からなされているが、これはその後余り發展しなかつた。昭和14年9月28日時の文部次官大村清一は通牒を發して学科試験による選抜を止めて少なくとも児童は試験地獄から解放しようとした。その通牒は、

「明年度以後施行すべき中等學校入學者選抜試験に於ては学科試験を行わざること。而して之に代るべき選抜の方法としては(イ)小学校長より提出する成績報告書、(ロ)人物考査(学科に涉らざる口頭試問)(ハ)身体検査の三者綜合判定に依つて之を決定すべき事」というのである。このやり方は頗る効果があり、「少なくとも児童達は著しく朗かになった。且つ試験準備の必要がなくなったために、小学校の各科教授が始めて規定通り行われるに至り運動會、学芸會その他の児童集團作業が滞りなく行われるようになったからその得失は推して知るべしであつた」と日本教育百年史談の著者相沢瀝氏は云つてゐる。この後中等學校入學者選抜方法に就いてその合理化が追求され、昭和16年11月20日文部省から通牒が出され、中等學校入学考査制度に関しては地方の事情により、入学考査に関する学区制及び綜合考査制を実施するよう考慮が促がされた。学区制の主眼は、(1)生徒通學の利便を図ること、(2)校外指導その他學校修練の強化を容易ならしむること、(3)學校差を少なからしむること、(4)國民學校との連けいを密ならしむること、(5)交通機關の雜踏緩和に資すること等であつた。綜合考査制の主眼は、(1)優秀児童の落伍を防止する、(2)考査及び入学決定に対する信頼の念を高める等であつた。この場合考査の仕方には、学区に分けるが考査は學校別にする仕方と、学区を分け学区毎に綜合試験とする仕方との二つがあつた。昭和17年12月9日にはこの実施方促進の通牒が出され、昭和18年12月9日には(1)学区制を原則として実施すること、(2)綜合考査制も亦同種の學校二つ以上を包含する地域ではこれを実施すること

を本体とする、(3) 総合考査制実施の範囲は各種の学校、即ち中学校、女学校、実業学校及び公私立の全部にわたることを原則とすること、但し地方の事情によっては実業学校、夜間中学校、私立学校は除外しても差し支えない、(4) 総合考査の運営には考査委員会を設けること。その委員は都道府県が任命するなどを指令した通牒が出されるに至った。中等学校入学試験に関するこの改正は戦時までずっと継続したのであった。

前掲の昭和14年9月28日発普一三四号の文部次官通牒の全文は次の如くである。

中等学校入学者選抜＝関スル件

皇国ノ前途多事ナルノ秋皇運ヲ状翼シ興亜聖業ノ達成＝邁進スヘキ国民ヲ練成シ特＝其ノ体位ノ向上ヲ図ルハ刻下喫緊ノ要事ナリ然ル＝国民ノ基礎的練成ヲ行フベキ小学校教育＝於テ今尙中等学校入学準備＝毒セラレテ其ノ本旨歪曲セラレ児童心身ノ健全ナル發達阻害セラレツツアルハ邦家ノ為寒心＝堪ヘサル処ニシテ之カ改善ノ必要急ナルモノ有之之カ対策＝付テハ中等学校ノ収容力ノ拡張、其ノ内容ノ充学、進学＝関スル指導ノ徹底等＝依リ入学難ノ緩和＝努ムルト共＝他面入学者ノ選抜方法ヲ改メ左記＝依リ小学校ノ教科＝基ク試問ヲ為サシメサルコトトシ以テ準備教育ノ弊ヲ一掃シ小学校教育ノ本旨ノ貫徹ヲ図ル様致度

追テ本通牒＝依リ難キ特別ノ事情アル場合ハ詳細其ノ事情ヲ具シ本省＝協議相成度右依命通牒ス

記

一、選抜方法 入学者ノ選抜ハ小学校長ノ報告、中等学校＝於ケル人物考査及身体検査ノ三者綜合判定＝依ルコト

(i) 小学校長ノ報告＝付テハ学業成績＝関スル学級一覽表ノ外改正学籍簿ノ趣旨＝則リ各志願児童ノ人物全体ヲ察知シ得ベキ詳細ナル個人調査書ヲ作成セシムルコト

中等学校＝於ケル報告書ノ審査＝当リテハ各志願児童＝付厳密＝之ヲ行ヒ一律＝小

学校間ノ等差ヲ附スルガ如キ取扱ハ之ヲ避ケシムルコト

(ii) 人物考査 口問口答ヲ以テシ児童、日常生活＝於テ経験スル普遍的事項＝付、徳性＝基ク判断（其ノ過程＝於ケル情操ノ深度、推理ノ適否＝付考慮ス）ヲ考査スルコト

口頭試問及身体検査中＝現ルル児童ノ態及性行ヲ觀察シテ人物判定ノ参考トスルコト

試問ノ事項及其ノ方法＝就テハ予メ周到ナル考究ヲ為シ之ガ為準備教育ヲ誘発スルガ如キコトナキ様厳＝留意スルコト

(iii) 身体検査ハ疾病及異常、發育及栄養、運動能力＝付施行シ特＝疾病及異常ノ検査＝重キヲ置クコト

(iv) 前各号＝依リ考査選抜スル＝当リ優劣ヲ判定シ難キ者＝付テハ抽セン＝依リ入学者ヲ決定スルコト

二、運用に關スル事項 選抜方法、運用＝付テ、左記各号＝依ルノ外其ノ適正ヲ確保スルガ為学校教職員ノ指導監督上其ノ責任ヲ明＝スルコト＝留意スルコト

(i) 教告書ノ作成及審査に付テハ各小学校及中等学校内に学校長ヲ主班トシ教職員ヲ以テ組織スル委員会ヲ設ケシメ報告書ノ作成及審査ノ適正ヲ期セシムルコト

(ii) 道府県＝入学者選抜ノ運用ヲ關スル機關ヲ設ケ左ノ事項ヲ処理セシムルコト

一、実施＝関スル具体方法ノ審議

二、実施に關スル査察指導

三、事後審査及研究

人物考査に於ける学科試験的要素の加味を防ぐべく、昭和15年2月26日発普三八号の普通学務局長通牒により、「中等学校入学者選抜ノ為ニ行ハルベキ人物考査ノ試問事項及其ノ方法＝付テハ十分考慮ノ上学校当事者ヲシテ遺憾ナク実施セシムル様御配慮相成居ルコトト存ズルモ口頭試問＝於テ万一ノ学校ノ教科＝基クガ如キコトアル＝於テハ客年九月二十八日付依命通牒

ノ趣旨ニモ悖リ又之ガ為ニ将来其ノ準備教育ヲ誘発スルノ虞有之ニ付斯ルコト無之様厳ニ御督励相成度依命此度通牒ス」と警告された。

なお戦時気構へのこの頃、即ち昭和13年12月1日発実65号として官公私立実業専門学校へ実業学務局通牒が、試験科目の中に国史または公民科を加えるべく発せられているのであるが、その内容は次の如きものである。

「実業専門学校入学試験選抜試験ニ関スル件
標記ノ件ニ関シテハ昭和2年11月発専 141号之部次官通牒ニ依リ実施相成リ居ル処国運ノ進展ト産業ノ趣向ニ鑑ミルトキ将来ノ産業人トシテハ之ニ必要ナル學術技芸ノミナラス特ニ国体ヲ明徴ニシ日本精神ヲ体得スル必要ヲ感スルコト愈々切ナルモノアリ而シテ現ニ中等学校ニ於テハ国史及公民科ヲ必須科目トシテ課シ居ル実情ナルヲ以テ将来実業専門学校入学試験ニ当リテハ右趣旨ヲ徹底セシムル為メ試験科目中ニ国史又ハ公民科等ヲ加ヘ其ノ人物考査ニ資スルコトハ極メテ適切ナリト認メ入学試験科目ニ関シ左記ノ通決定相成タルニ付右御了知ノ上実施方可然御配意相成度依命此段通牒ス

記

一、選抜試験科目四科目中ニ少クトモ国史又ハ公民科ノ一ヲ加フルコト

二、学校ニ依リ公民科ヲ選抜試験科目中ニ加フルコト困難ナル事情アルトキハ口頭試問ノ際之ヲ課スルコト

三、本件ニ関シテハ明年四月入学セシムベキ生徒ノ選抜試験ニ当リテモ可成趣旨ヲ実現スル様配意相成リタキコト」

更に昭和10年11月29日が発実一〇一号実業学務局長通牒として、

「実業専門学校入学試験選抜試験実施留意方ニ関スル件

……前略…… 時局下実業教育使命特ニ重大ヲ加ヘ産業人トシテ国家ノ重キニ任ズベキ人物ノ錬成ヲ主眼トスルニ鑑ミ益々此ノ目的ニ副ヒ得ル人物ノ選抜ニ努ムル様左記特ニ留意ノ上之ガ実施ニ遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒

記

一、……略…… 局長通牒ノ趣旨並方法ヲ充分研究ノ上之ガ実施ニ遺憾無キヲ期セラルベキコト

一、試験問題ノ作成ニ関シテハ特ニ暗記、暗誦ニ流レルコトナク真ノ学力ヲ判定シ得ベキ問題タルベキコト

一、口頭試問ニ関シテハ実業教育ノ本旨ニ鑑ミ将来産業人トシテ国家ノ重キニ任ズベキ人物全体（思想、徳義心、情、操性能一觀察、推理ハ創意一等）ヲ察知スルヲ旨トシ可成充分ノ時間ヲ費シ考査スベキコト

尙試問検査教官ニ付テハ適任者ヲ選定スル様特ニ考慮スルコト」

更に注意すべきことは戦時時局の進展及び戦争への発展の兆の顕著となる同年12月9日には実業学校及び実業専門学校卒業生の上級学校進出を制限する諸通牒が発せられるようになるのである。例えば、

「実業学校及実業専門学校卒業生ノ上級学校進学ニ関スル件（発実一〇四）

……略…… 殊ニ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ実業学校及実業専門学校ノ使命ハ一層重大トナリ其ノ卒業生ノ産業界ニ於ケル活動ニ期待スル今日ヨリ大ナルハナキ情態ナリ然ルニ本年実業学校及実業専門学校卒業生ノ上級学校進学状況ヲ觀ルニ……未ダ其ノ例ヲ見ザル多数ノ入学生ヲ出シタルハ洵ニ遺憾ト云ハザルベカラズ仍テ爾今何分ノ指示アル迄上級学校進学者ニ付テハ左記ニ依リ取扱ヒ厳ニ取締ルコトト相成タルニ御了知ノ上之ガ趣旨ヲ生徒ニ徹底セシメ戦線ニ応召スルノ意氣ヲ以テ産業界ノ第一線ニ出デシムル様格段ノ御督励相成度此段依命及通牒

記

一、実業学校生徒又ハ卒業生ノ貴校入学志願ノ際ハ必ず当該出身学校長ノ推セン書ヲ添付セシムルコトトシ右推セン書添付無キ入学願書ハ受理セザルコト

一、貴校生徒又ハ卒業生中己ムヲ得ザル事情ノ為上級学校受験ヲナス者ニ對シテハ出願ノ際

必ず貴官ノ推セン書ヲ添付セシムルコト（右推セン書添付無キ入学願書ハ帝国大学及官公立大学ニ於テ受理セザルコトトナス）

一、貴官ニ於テ帝国大学又ハ官公私立大学入学志願ノ為推センシ得ル数ハ其ノ年ノ各学科別卒業生ニ夫々一割以下トスルコト

一、帝国大学及官公私立大学ニ於テ実業専門学校卒業生ノ入学ヲ許可シ得ル員数ハ其ノ入学許可ヲ員数ト募集生徒定員トノ割合ガ左ノ割合ヲ超過セザル範圍ニ止メラルベキコト

実業専門学校卒業生ニシテ昭和十二年度以降三年間ニ入学ヲ許可セラレタル者ノ一年当平均数ヲ昭和十二年度以降三年間ノ募集生徒定員ノ平均数ニテ除シタル割合

一 帝国大学校官公私立大学入学志願ノ為推セン書ヲ交付シ得ル者ハ爾今ノ年ノ卒業生ノミトスルコト

但シ本年3月又ハ其ノ以前ノ卒業生ニシテ明年帝国大学又ハ官公私立大学受験ノ為準備中ノ者ニ付テハ過渡的処置トシテ便宜推セン書ヲ交付シ得ルコト

一 其ノ年以前ノ卒業生ニシテ将来特殊ノ事情ニヨリ帝国大学又ハ官公私立大学入学ヲ必要トスル場合ハ其ノ都度本省ノ承認ヲ経タル後推セン書ヲ交付シ受験セシムルコト

一 以上実施ニ関シ規則等改正ノ要アル向ハ直ニソノ手續ヲトルコト」

の如きものが発せられているのである。これは昭和14年11月17日附発実九十四号を以て制限方通牒が発せられているのに進学者がふえるのをみて、更に追討をかけたものである。これと同様の趣旨のものが発実百四号として帝国大学及官公私立大学長宛にも出されている。また実業学校卒業生の上級進学制限のより一層の強化をのぞんで発実百四号を以て各地方長官宛にも左の如く通牒が出されているのである。

「実業学校卒業生ノ上級学校進学ニ関スル件、……略……我ガ邦内外ノ情勢ハ益々非常性ヲ加ヘ我ガ産業界ノ拡充亦愈々重要性ヲ増シツツア

リ之ニ伴ヒ実業学校ノ使命ハ一層重大トナリ其ノ卒業生ノ産業界ニ於ケル活動ニ期待スル今日ヨリ大ナルハナキ情態ナリ然ルニ本年実業学校卒業生ノ上級学校進学状況ヲ観ルニ……未ダ其ノ例ヲ見ザル多数ノ希望者ヲ出シタルハ旬ニ遺憾ナルニ付テハ今後実業学校生徒又ハ卒業生ニシテ己ムヲ得ザル事情ニ依リ実業専門学校入学志願ヲナス者ニ對シテハ必ず出身学校長ノ推セン書ヲ添付セシムルコトトシ（右推セン書添付ナキ入学願書ハ実業専門学校ニ於テ受理セザルコトトス）又其ノ推セン数ハ各校共概ネ其ノ年ノ卒業生数ノ一割以内ニ止メシムル様御措置相成成本趣旨達成ニ努メラレ度」

これらの通牒をみて面白く感ぜられることは、制限方を要望したのにもかかわらず実業学校卒業生の上級学校進出が著しくみられたということである。戦後単線系学校制度の実施に当り、従来の複線型は実業界の下士官養成教育機関を一方につくることとなって教育の機会均等に反するからこれを廃したとよくいわれたのであるが、再度の制限方通牒を發せねばならぬほど、実業系諸学校から大学へ進学可能だったということは面白い事である。制限措置は要するに戦時中の非常措置であって、平時は実業系諸学校からも卒業生の希望と実力によって進学出来たことを茲に私達は改めて確認しておきたい。この外実業専門学校の入学試験に関しては昭和16年度から特に口頭試験による人物全体の把握につとめることになった外は著しい改正は加えられていない。しかし上述の進学制限は国家の技術的要員配置の要請に應ずるためのものであった一面実業教育の完成教育的性格を明確にするものであったことは注目すべきことであることは云うを俟たない。

このことと関連して想い出されるのは国内戦時態制の強化せる昭和18年度から白線浪人問題の解決と、高等学校教育を大学教育の基礎たらしむるため、高等学校卒業生に対しては凡ての帝国大学及官立大学を通じ入学試験成績と本人の志望とをもととし、総合銓衡によって何れか

の大学の何れかの学科に入学せしむることを原則とせる総合制の実施である。これは従来の、専ら個々の入学志願者の志望と個々の大学の選抜とによって定められていた旧形式の選抜形式を改め、半ばは国家の銓衡機関の手に移し、有能の学生は必ず何処かの大学によって入学教育せられるように国家の手で措置せんとするものである点、国家計画にもとづく入学試験処理として甚だ興与味ある方式である。しかしかく高等学校と大学間の連絡は緊密化したが、前述の実業系諸学校の進学制限が、更に一步進められ

て大学受験につき高等学校卒業者の次に取り扱われることとなり、実業専門学校の完全なる専門の學術拔芸の独立教育機関たる性格をはっきりさせることになった。このことが今次敗戦後複線型学校制度の弱点としてつかれ、新大学制度となって改められるに至るのである。戦後は特にプラグマチックな制度に学校制度がきりかえられ、入学試験制度に於てもその方法なり性格なりに於ても若干の修正が加えられたのであるが、入学試験現象そのものは依然として残り益々その性格をはっきりせしめているのである。